

川崎市一般廃棄物処理基本計画  
(案)

2015(平成27)年12月

川 崎 市



# 目 次

## 第1編 ごみ処理編

---

### 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 「かわさきチャレンジ・3R」(前計画)の総括	
(1)概要	3
(2)成果	3
(3)目標の達成状況	4

### 第2章 現状と課題

1 ごみ処理の現状	
(1)ごみ量とごみ組成	6
(2)埋立処分場	10
(3)ごみ処理費用	11
2 今後の取組課題	
(1)より一層取組の必要な事項	12
(2)社会状況の変化などを踏まえた新たな事項	16

### 第3章 基本計画

1 基本理念	22
2 基本方針	25
3 計画期間	25
4 目標	26
5 施策体系	29
6 基本施策	30
(1)「環境市民」をめざした取組	
(2)ごみの減量化・資源化に向けた取組	
(3)廃棄物処理体制の確立に向けた取組	
(4)健康的で快適な生活環境づくりの取組	
(5)低炭素社会・自然共生社会をめざした取組	
7 指標による評価	37

<b>第4章 計画の推進・管理</b>	
1 計画の推進体制	39
2 計画の進捗状況の公表	39
<b>第5章 市民・事業者・行政の役割</b>	40

## 第2編 し尿等処理編

---

<b>第1章 計画策定の趣旨</b>	
1 計画策定の目的	43
2 計画の位置付け	43
<b>第2章 現状と取組状況</b>	
1 現状	43
2 取組状況	45
<b>第3章 基本計画</b>	
1 基本方針	46
2 計画期間	47
3 基本施策	47

## 資料編

---

川崎市のごみ処理の現状・将来予測等	49
し尿収集及び浄化槽使用等の現状	52
用語解説	53

# 第 1 編

## ごみ処理編



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するもので、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、自治体が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、市民・事業者と協働して取り組んでいく施策等を定めるものです。

本市の廃棄物処理事業は、都市機能の維持や生活環境の保全といった総合的な環境衛生対策と位置付け、普通ごみの毎日収集を実施するとともに、南北に細長い地形にバランスよく4つのごみ焼却処理施設を配置し、全国に先駆けてごみの全量焼却体制を確立してきました。

しかしながら、1980年代からの好景気、いわゆるバブル景気に入り、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会環境が形成され、こうした社会環境を改めるため、国では、これまでの適正処理に加え、形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示し、処理の優先順位や国、自治体、事業者及び国民の役割分担を明確化した循環型社会形成推進基本法が制定され、生活環境の保全と公衆衛生の向上を前提としながら循環型社会へ転換する方向性を示すとともに、容器包装リサイクル法をはじめとする個別リサイクル法が制定され、資源物のリサイクルを中心とした3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組が展開されてきました。

本市でも、ごみ量が急激に増加してきたことにより、1990(平成2)年6月に「ごみ非常事態宣言」を行い、ごみの減量化・資源化に向けて、分別収集をはじめとするリサイクル型社会システムの構築を目指した取組を推進し、2005(平成17)年4月には「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念とした「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」を策定し、3Rの取組に重点を置き、埋立処分場の延命化など、循環型の廃棄物処理に向けて基本施策の大きな転換を図ってきました。これらの取組により、ごみの焼却量が、2015(平成27)年度には「37万トン」を下回る見込みとなったため、2015(平成27)年4月から、3処理センター体制へ移行したところです。

この「かわさきチャレンジ・3R」の計画期間が2015(平成27)年度で終わることから、これまでの施策を検証するとともに、国等における廃棄物・環境政策の動向や社会経済情勢の変化に対応するため、川崎市環境審議会からの答申（2015(平成27)年11月「川崎市一般廃棄物処理基本計画の改定の考え方について」）や、市民・事業者のみなさまの御意見を踏まえ、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国の法制度及び 2016(平成 28)年 3 月に新たに策定する市のまちづくりの方向性やめざす都市像などを示した「新たな総合計画」やその基本構想・基本計画、「環境基本計画」などの環境関係の諸計画との整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、計画的に、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

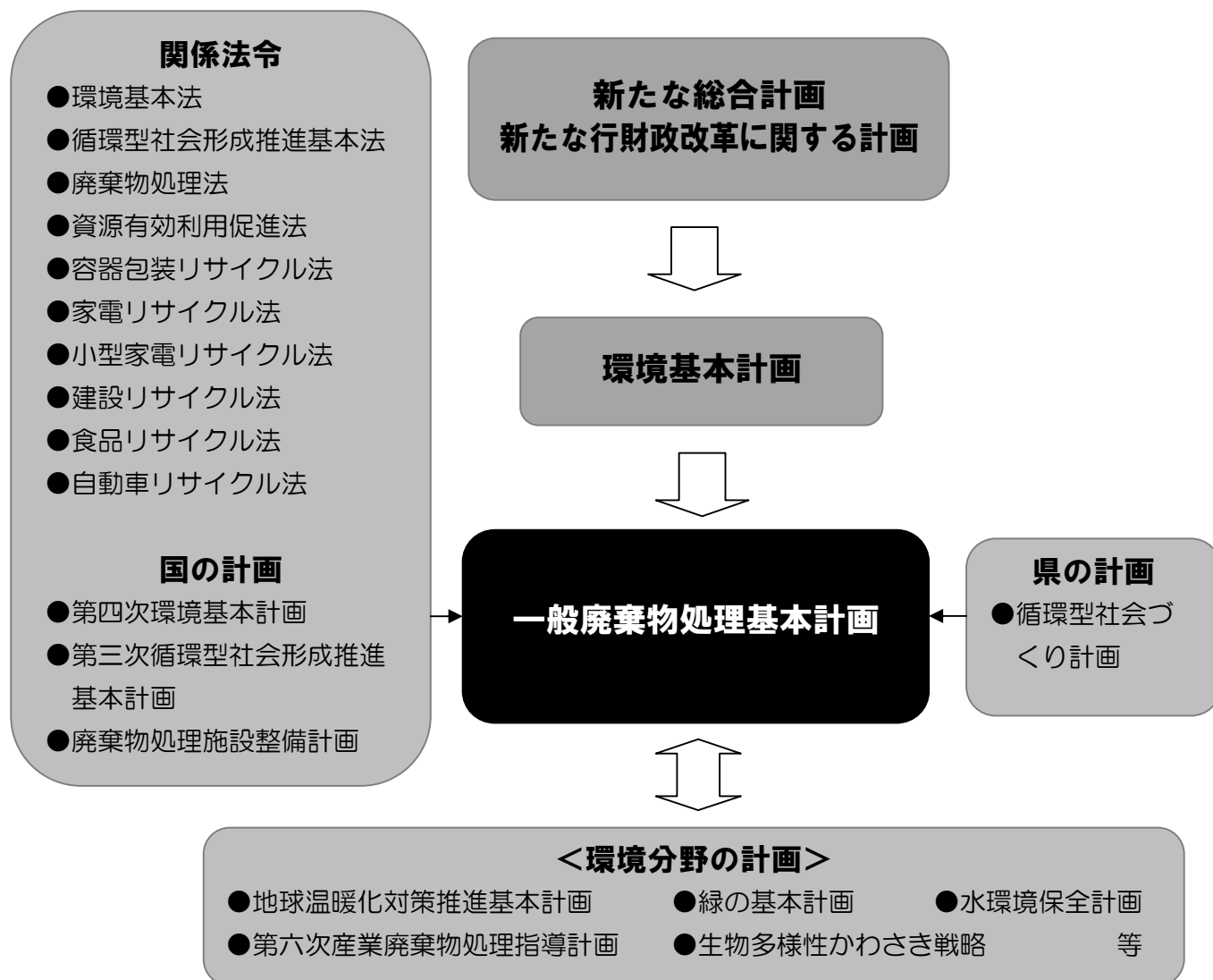


図 1-1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



### 3 「かわさきチャレンジ・3R」(前計画)の総括

#### (1) 概 要

##### 基本計画

- <基本理念> 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して
- <基本方針> 限りなくごみをつくらない社会を創ること  
市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと  
市民の健康的で快適な生活環境を守ること
- <計画期間> 2005(平成 17)年度～2015(平成 27)年度(11 か年計画)
- <目 標> 2003(平成 15)年度実績を基準にして、次の目標値を設定し、ごみの発生抑制やリサイクルへの取組などを推進します。

- 1人1日あたりのごみ排出量：180g減量(H15実績1,308g⇒H27目標値1,128g)
- 資源化量(率)：20万トン(35%)
- ごみ焼却量：13万トン削減(H15実績50万トン⇒H27目標値37万トン)

##### 行動計画

- <計画期間> 第1期：2005(平成 17)年度～2009(平成 21)年度(5 か年計画)  
第2期：2009(平成 21)年度～2013(平成 25)年度(5 か年計画)  
第3期：2013(平成 25)年度～2015(平成 27)年度(3 か年計画)

##### <主な取組>

- 分別収集の拡大によるリサイクルの推進  
2005(平成 17)年度：6分別7品目 ⇒ 2015(平成 27)年度：8分別9品目  
2011(平成 23)年3月：ミックスペーパー収集全市実施  
2013(平成 25)年9月：プラスチック製容器包装収集全市実施
- 効果的・効率的な収集処理体制の構築
  - ・普通ごみの収集回数の変更 2007(平成 19)年4月：週4回⇒週3回  
2013(平成 25)年9月：週3回⇒週2回
  - ・資源物収集運搬などへ民間活力の順次導入
- ごみ焼却処理施設の3処理センターへの移行(2015(平成 27)年度～)

#### (2) 成 果

「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち」を目指して、市民・事業者・行政の協働のもと、循環型の廃棄物処理に向けて、分別収集の拡大など、基本施策の大きな転換を図った結果、ごみの減量化・資源化は着実に進み、40年間で720億円の経費縮減効果のある3処理センター体制へ移行することができました。

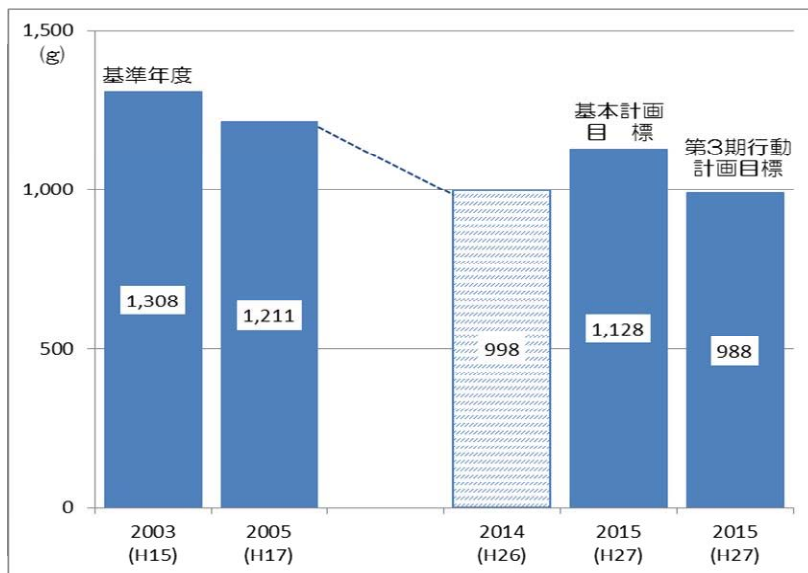
また、埋立処分場についても、計画策定当初は2028(平成 40)年度で満杯になる状態でしたが、おおむね40年後の2056(平成 68)年度まで延命化を図ることができました。

### (3) 目標の達成状況

#### 目標1：ごみの発生抑制の推進

2003（平成15）年度実績を基準とし、市民1人が1日当たりに出すごみを180g減量します

市民1人1日あたりに出すごみの量は、前倒しで目標を達成したことから、第3期行動計画において、さらにごみを減量するために988gの目標を新たに設定しました。ごみの発生抑制に取り組んでおり、目標年度までにおおむね達成する見込みです。



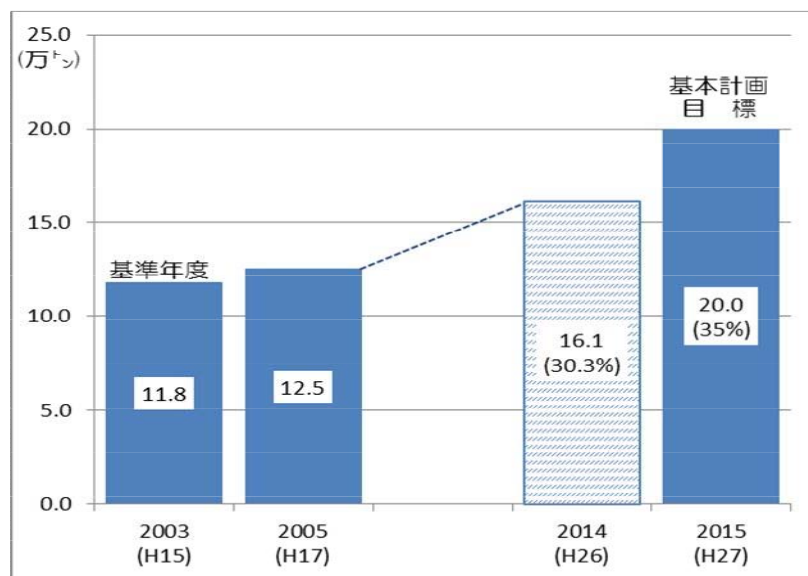
グラフ 1-1 1人1日あたりのごみ排出量の推移

※基本計画の目標値を既に達成したため、第3期行動計画で新たな目標を設定しています

#### 目標2：リサイクルの推進

市全体の資源化量（率）を20万トン（35%）にします

ごみ全体の発生抑制が大幅に進捗したことから、第3期行動計画では、資源化量ではなく資源化率を35%とする目標を新たに設定しました。新聞・雑誌等の電子化などにより、資源物の量自体が当初の想定より少ない現状から、目標達成は難しい状況ですが、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装などの分別収集の拡充等により、資源化率は着実に伸びてきています。

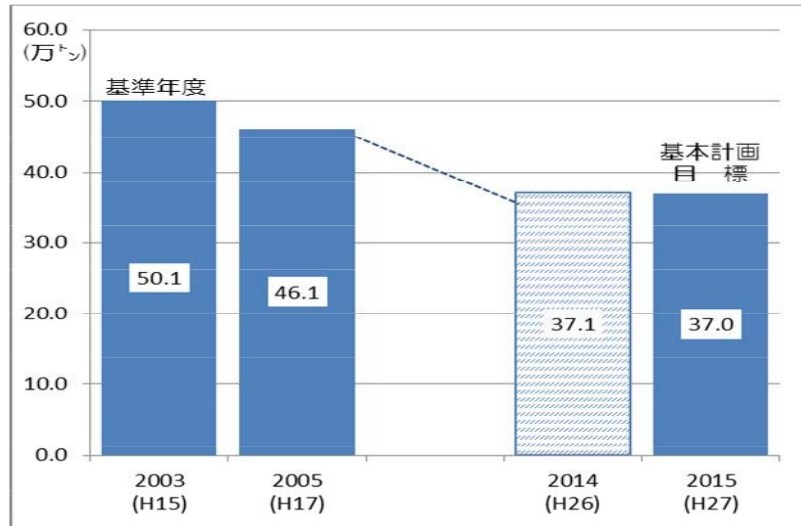


グラフ 1-2 資源化量（率）の推移

### 目標3：焼却量の削減

ごみ焼却量を、2003（平成15）年度実績50万トンを基準に13万トン削減し、37万トン以下にします

2013（平成25）年9月からのプラスチック製容器包装の分別収集の全市実施や、普通ごみの収集回数の変更に伴い、ごみ全体の発生抑制や資源化の促進が図られていることから、目標年度までにおおむね達成する見込みです。



グラフ 1-3 ごみ焼却量の推進

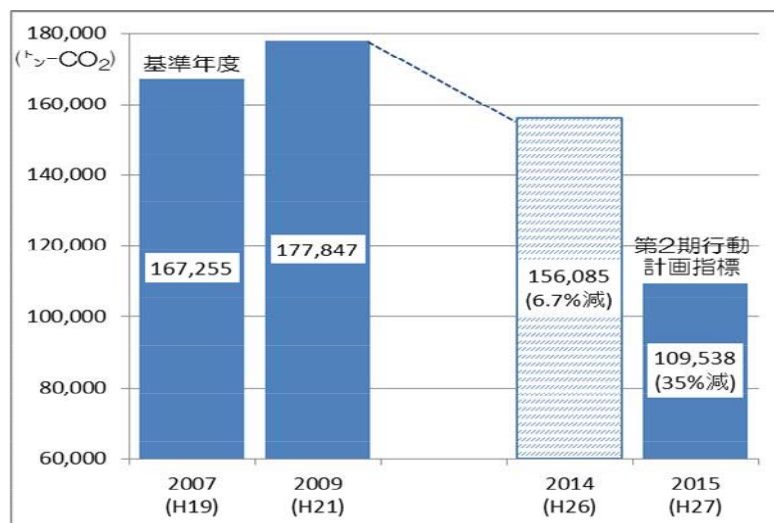
### 指標：温室効果ガス削減率（第2期行動計画から設定）

廃棄物分野における温室効果ガス排出量を、2007（平成19）年度実績を基準に、目標年度までに35%削減します

温室効果ガス削減率については、目標達成は難しい状況です。

2013（平成25）年9月からプラスチック製容器包装の分別収集の全市実施も始まっており、年間約3万4千トン-CO<sub>2</sub>の排出削減に寄与しています。

一方で、基準年度と比べて、組成調査の結果から、焼却ごみに含まれる廃プラスチック類の量があまり変わっていないこともあり、温室効果ガス排出量の大きな削減につながっていません。これは、調査時の焼却ごみの組成が、温室効果ガス排出量の算定に影響しており、組成調査の精度などが課題となっています。



グラフ 1-4 温室効果ガス排出量の推移

## 第2章 現状と課題

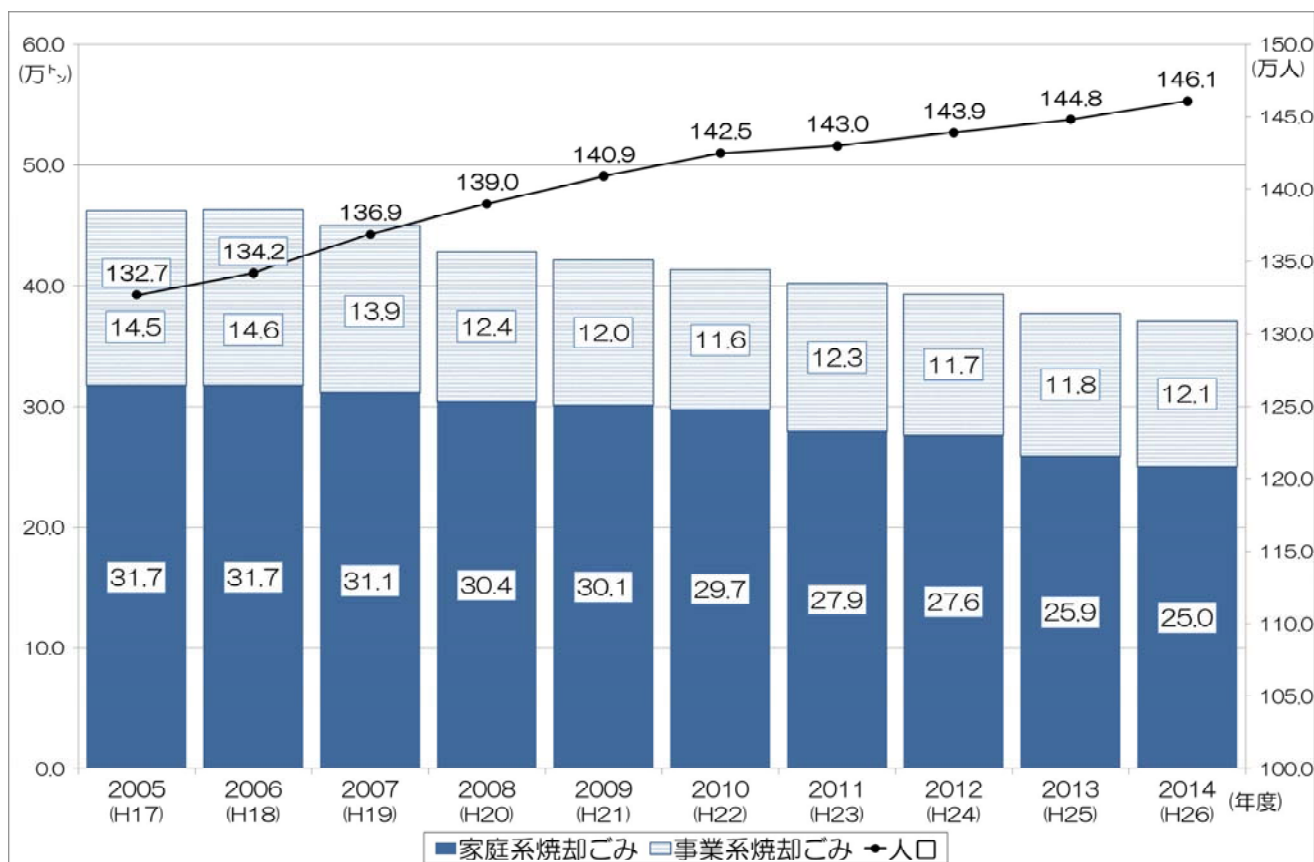
### 1 ごみ処理の現状

#### (1) ごみ量とごみ組成

##### ア ごみ焼却量

2005(平成17)年度から、人口が約15万人近く増加しているにもかかわらず、国による循環型社会の構築に向けた関連法の整備のもと、分別収集の拡大をはじめとするさまざまな3R(リデュース、リユース、リサイクル)施策の取組により、2014(平成26)年度までに、ごみ焼却量は、約9.1万トン削減されており、市民のみなさんのごみ減量に対する意識が高まっていると推測できます。

内訳としましては、家庭系ごみ焼却量が約6.7万トン、21.1%の削減となっており、事業系ごみ焼却量が約2.4万トン、16.6%の削減となっています。



グラフ 2-1 ごみ焼却量と人口の推移

## イ 資源化量

分別収集や資源集団回収等で集められた家庭から排出される資源物の量は、ミックスペーパーの分別収集を全市実施し、プラスチック製容器包装の分別収集を一部の区域（川崎区・幸区・中原区）で開始した2011(平成23)年3月以降、増加しています。また、2013(平成25)年9月には、プラスチック製容器包装の全市実施も始まり、2005(平成17)年度に比べて、2014(平成26)年度では、資源物の量が約2.3万トン増えています。

事業者から排出される資源物の量は、2005(平成17)年度に比べると増えていますが、2008(平成20)年度以降、横ばい状態にあります。

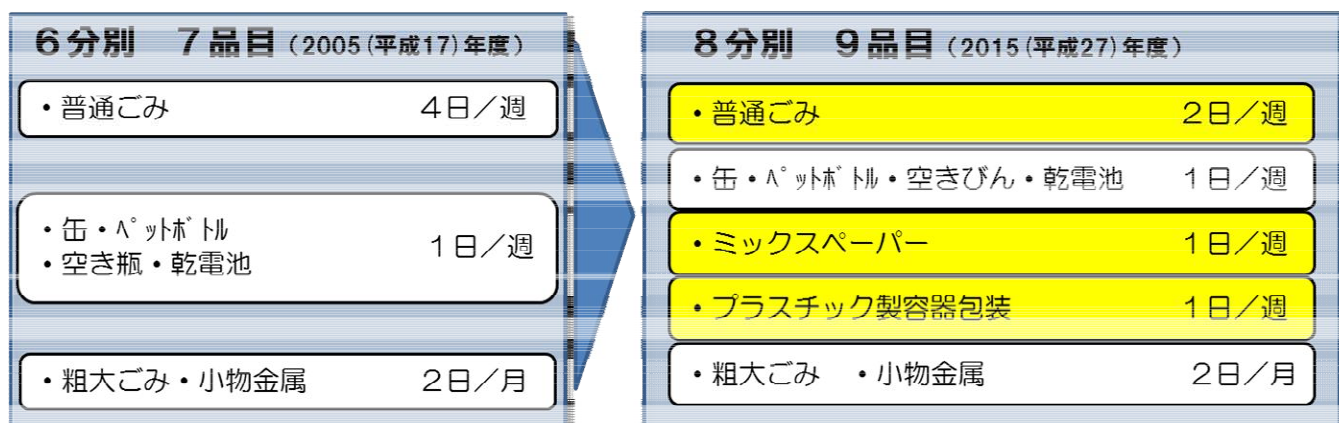
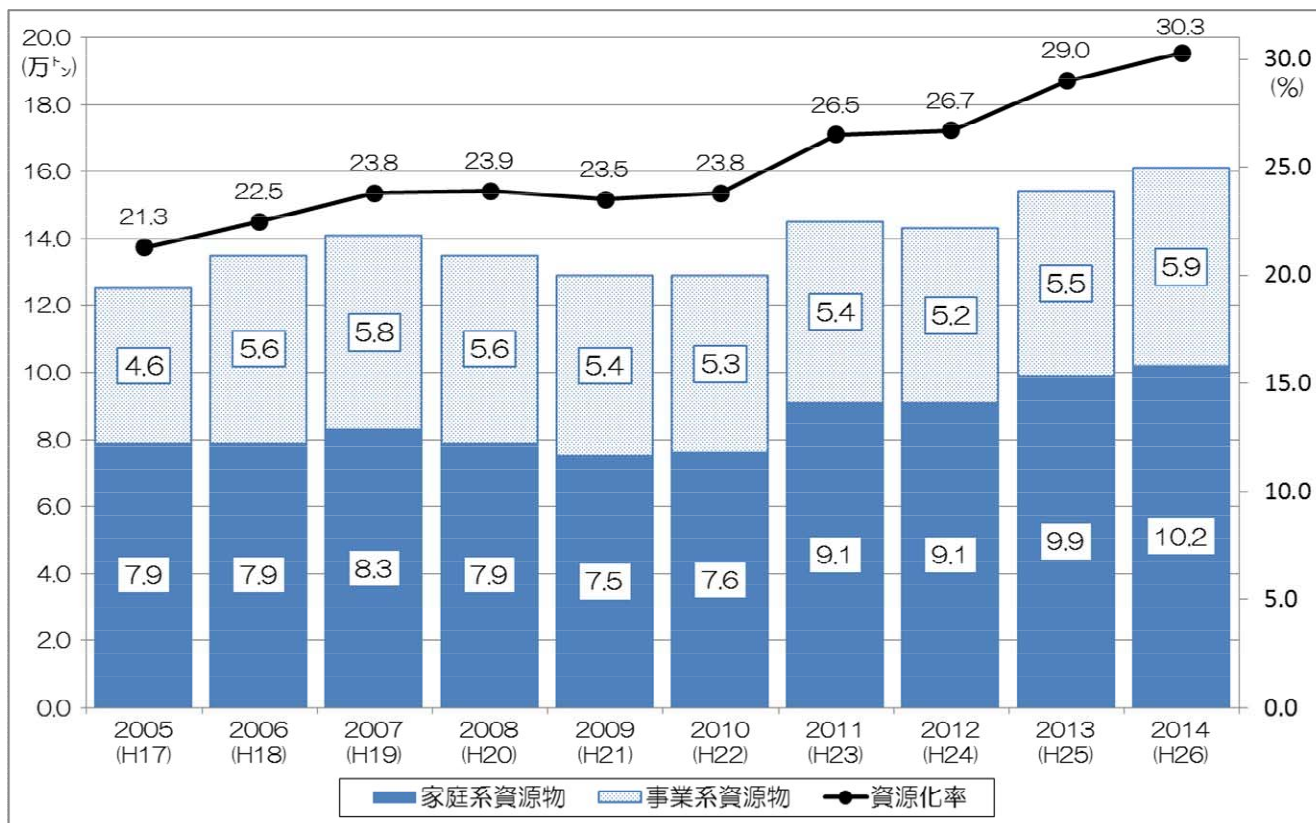


図 2-1 分別品目の拡大

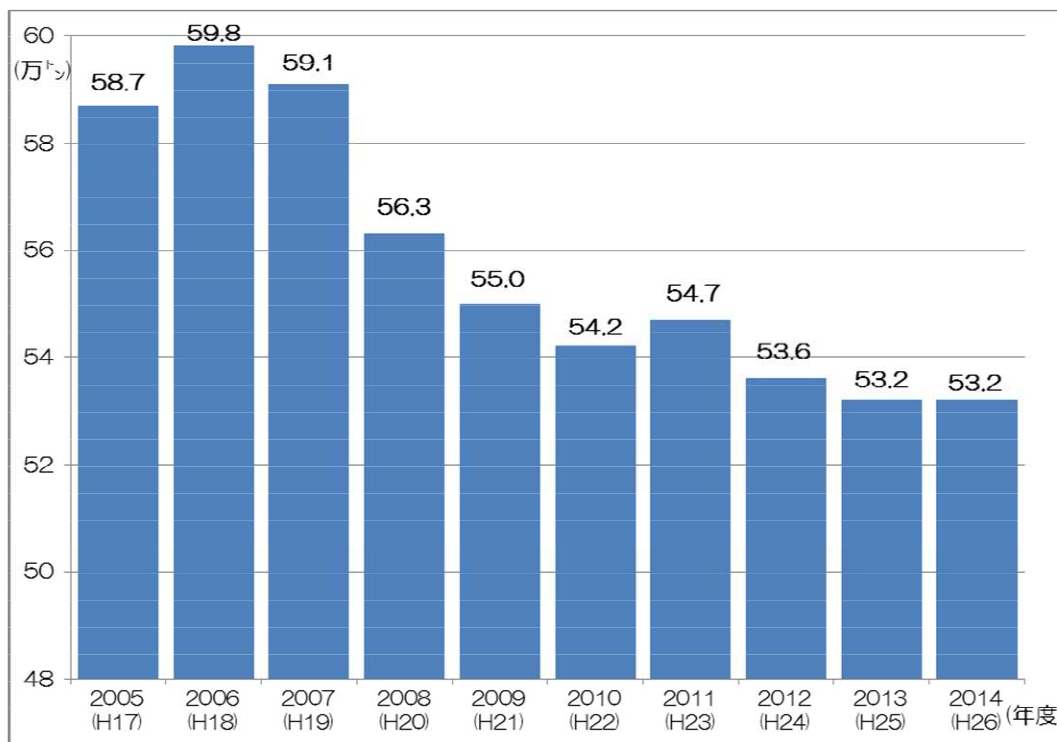


グラフ 2-2 資源化量(率)の推移

## ウ ごみの総排出量

ごみ焼却量と資源化量を合わせた、ごみの総排出量は、2006(平成 18)年度には約 60 万トンありましたが、2014(平成 26)年度には約 53 万トンと減少しており、市民・事業者のごみの発生抑制に対する意識が、より高まっていることがうかがえます。

しかし、近年は減少傾向の鈍化も見られるため、横ばい状態となっています。

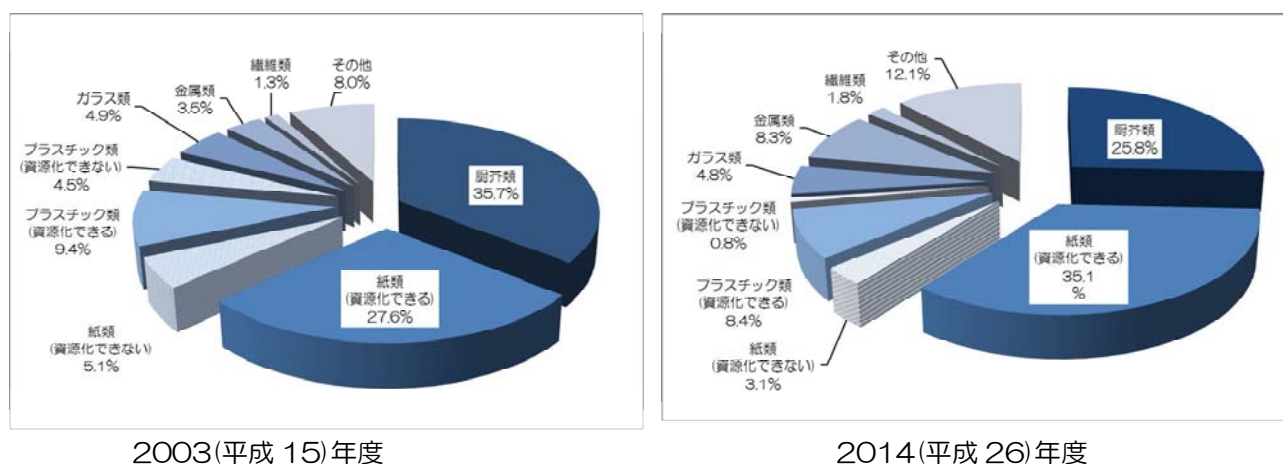


グラフ 2-3 ごみの総排出量の推移

## エ ごみの組成

家庭から排出されるごみの組成については、厨芥類と紙類及びプラスチック類で全体の約7～8割を占めており、2003(平成15)年度と、2014(平成26)年度を比較すると、厨芥類の占める割合が35.7%から25.8%と大幅に減少しています。これは、生ごみ減量化の取組による効果のほか、中食の増加などライフスタイルの変化や、単身世帯の増加など社会的状況が大きく影響しているものと思われます。

また、厨芥類の占める割合が少なくなった分、資源化できる紙類の占める割合が、27.6%から35.1%に増加しています。

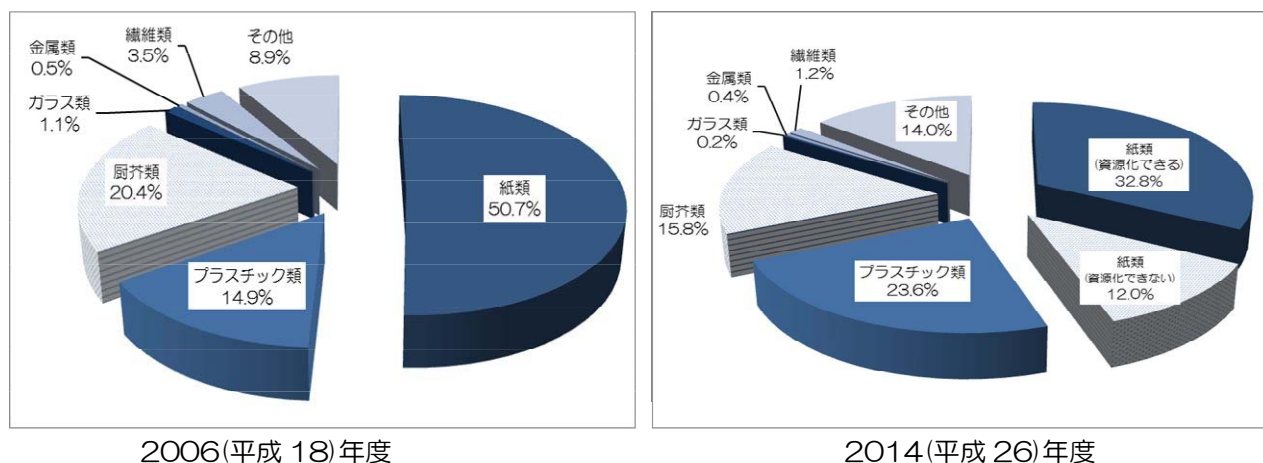


グラフ 2-4 家庭系ごみの組成比率(重量比)

※川崎市環境局「市民ごみ排出実態調査」より

処理センターに搬入される事業系焼却ごみの組成については、紙類とプラスチック類及び厨芥類で全体の約8割を占めており、2006(平成18)年度と2014(平成26)年度を比較すると、紙類が占める割合は減ってはいるものの、2014(平成26)年度でも資源化できる紙類の占める割合が32.8%あります。また、産業廃棄物であるプラスチック類の占める割合は、14.9%から23.6%と増えています。

厨芥類の占める割合は、20.4%から15.8%と減少していますが、まだまだ割合としては大きい状態にあります。



グラフ 2-5 事業系焼却ごみの組成比率(重量比)

※川崎市環境局「事業系焼却ごみ組成調査」より

## (2) 埋立処分場

これまでの取組により、ごみの焼却灰の埋立量は減少し、現在使用している浮島廃棄物埋立処分場は、2005(平成17)年度当初、2028(平成40)年度には一杯になると見込まれていたところを、おおむね40年後の2056(平成68)年度まで延命できました。

しかしながら、市内に新たな埋立処分場を確保することは困難な状況にあり、今後も焼却ごみを削減し、埋立処分場を延命化する必要があります。

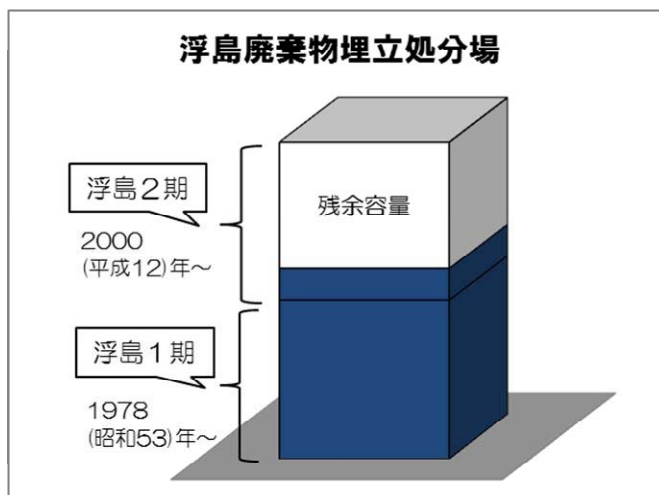
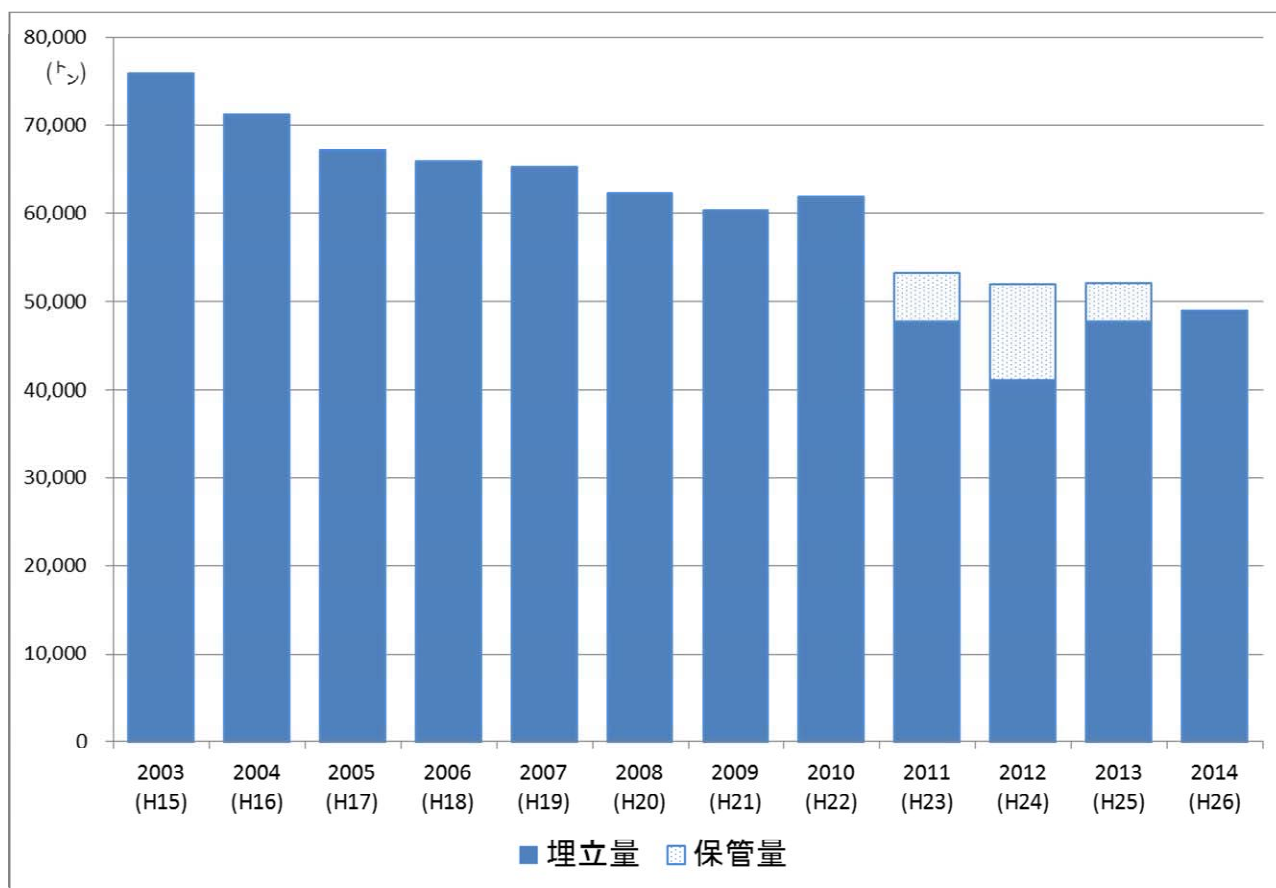


図 2-2 埋立処分場の残余容量イメージ



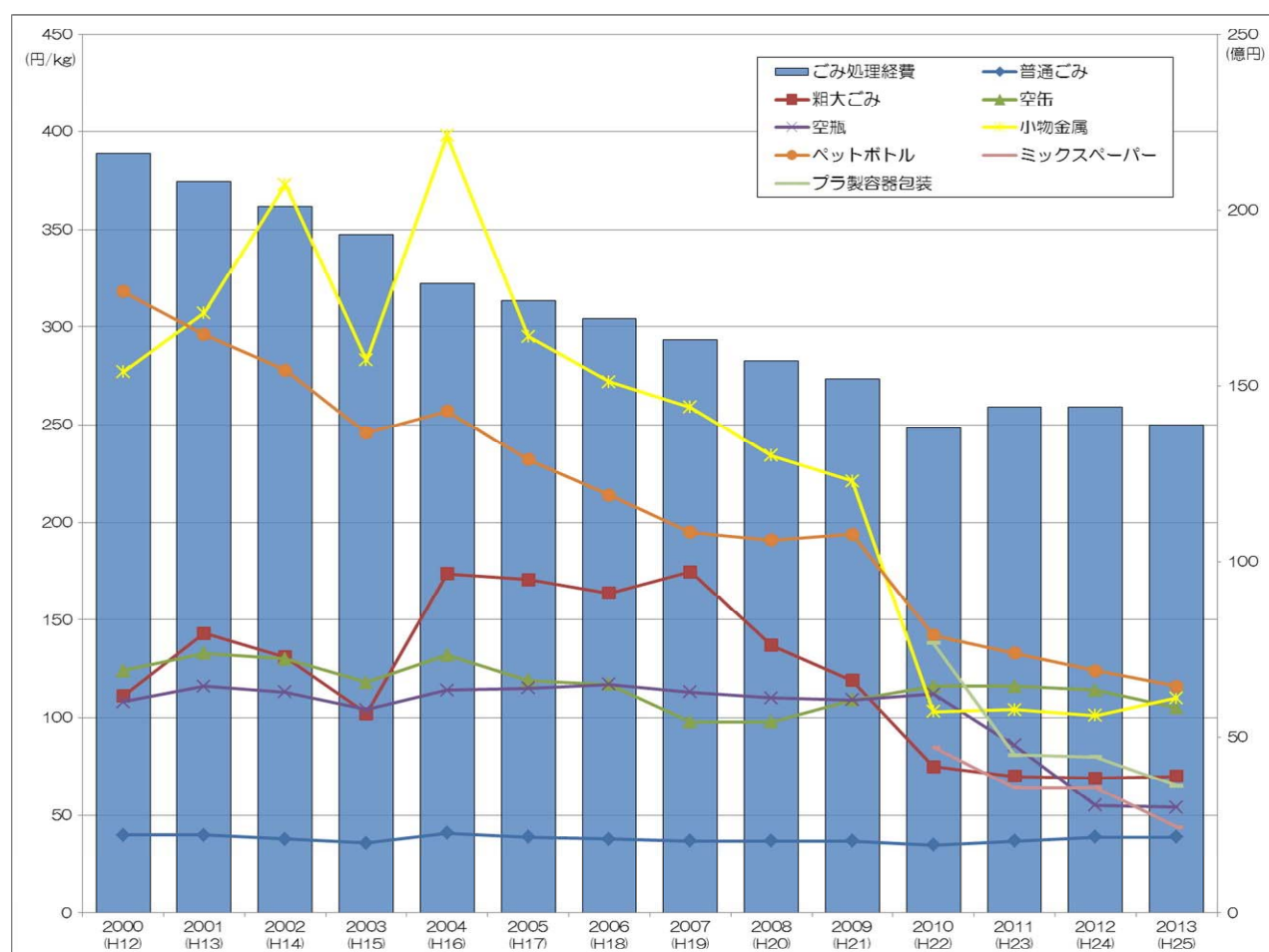
グラフ 2-6 埋立量の推移

※2011(H23)年度～2013(H25)年度は、福島第一原発事故の影響により、焼却飛灰を別途保管



### (3) ごみ処理費用

本市では、これまでも、民間部門の活用や普通ごみの収集回数の変更など、効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築等に向けた取組を進めてきました。これらの取組により、家庭系ごみの処理経費は大幅な減少傾向にあります。



グラフ 2-7 ごみ処理経費の推移

表 2-1 ごみ処理経費内訳

(億円)

区分	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)
収集・運搬に係る経費	126	124	120	113	108	104	101	98	90	86	81	85	84	83
処理・処分に係る経費	90	84	81	80	71	70	68	65	67	66	53	54	55	51
管理に係る経費											4	5	5	5
合計	216	208	201	193	179	174	169	163	157	152	138	144	144	139

※ごみ処理経費は、家庭系ごみの収集・運搬、処理・処分等に係る経費

※ごみ処理経費には、職員手当や賞与などの人件費のほか、業務の委託費用など廃棄物処理に係る経費が含まれている

※ごみ収集車両購入や処理施設建設等に係る経費は、複数年に渡る支出として計算（減価償却）を行っている

※2010(平成 22)年度よりこれまでの算出方法を踏まえつつ、一般廃棄物会計基準（2007(平成 19)年 6 月 環境省）に基づく支援ツールを用いて算出しているため、管理に係る経費を別区分としている

## 2 今後の取組課題

### (1) より一層取組の必要な事項

これまで、循環型社会の構築に向け 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を基調とした取組を推進し、一定の成果をあげてきましたが、次の3つの事項について、今後も、より一層の取組が必要になります。

#### ア 家庭系ごみの更なる減量化・資源化

##### ●ミックスペーパーとプラスチック製容器包装について

2013(平成 25)年 9 月からプラスチック製容器包装の分別収集を拡大するとともに、普通ごみ収集回数を週 3 回から週 2 回に変更したところ、普通ごみ収集量が減少し、資源物であるミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の収集量は大幅に増加しました。

また、資源物の増加分を大幅に上回る 14,972 トンの普通ごみの発生抑制効果が見られました。

一方で、2014(平成 26)年度普通ごみ組成調査結果から、普通ごみへのミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の混入量を推計すると、分別率はそれぞれ 35%前後となっており、分別率が高いとは言えない状況にあります。

表 2-2 普通ごみと主な資源物の収集量 (単位：t)

項目	変更前	変更後	対前年度
普通ごみ	266,800	239,486	▲27,314
ミックスペーパー	10,792	14,517	+ 3,725
プラスチック製容器包装	3,898	12,515	+ 8,617
計	281,490	266,518	▲14,972

変更前：2012（平成 24）年 9 月～2013（平成 25）年 8 月

変更後：2013（平成 25）年 9 月～2014（平成 26）年 8 月

表 2-3 現状の分別率（2014(平成 26)年度）

項目	総量	普通ごみへの混入量	資源化量	分別率
ミックスペーパー	39,386 t	25,323 t	14,063 t	35.7%
プラスチック製容器包装	35,971 t	23,576 t	12,395 t	34.5%

※2014(平成 26)年度普通ごみ組成調査結果より、普通ごみへのミックス・プラ混入量を算出

ミックスペーパーとプラスチック製容器包装は、素材別の分別のため、対象品目が多様であることや汚れの程度などわかりにくい面があるため、分別排出の徹底など分別率の向上に向けた取組を推進するとともに、引き続き、集積所周辺の環境美化などの取組を推進する必要があります。

●生ごみの減量化・資源化について

2007(平成 19)年 2 月に「かわさき生ごみリサイクルプラン」を策定し、これまでに、生ごみの減量化・資源化に向けて様々なモデル事業を実施するなど施策を推進してきました。

かわさき生ごみリサイクルプラン

計画期間：2007(平成 19)年度～2015(平成 27)年度（8 年間）

数値目標：2015(平成 27)年度までに、1 人 1 日あたりの生ごみの 100 g 減量を目指す  
基準年度（2005(平成 17)年度）は 290.7 g（推計）

実績：2014(平成 26)年度の推計値では 170.3 g⇒目標を達成

これは、これまでの本市の取組による効果とあわせまして、経済状況やライフスタイルの変化、単身世帯の増加など外部要因も大きく影響していると考えられます。

表 2-4 1 人 1 日あたりの生ごみ排出量推計値

項 目	2005(H17)	2008(H20)	2012(H24)	2014(H26)
日数(日)	365	365	365	365
人口(人) (※1)	1,327,011	1,390,270	1,439,164	1,461,043
家庭系ごみ総排出量(ト)	394,457	382,559	366,389	351,924
1 人 1 日あたりの生ごみ排出推計量(g) (※2)	290.7	224.7	182.0	170.3

※1 人口は、各年度 10 月 1 日現在の人口

※2 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量及び市民ごみ排出実態調査によるごみ組成の厨芥類の割合から算出  
(2005(平成 17)年度の生ごみ排出推計量は、2003(平成 15)年度のごみの組成割合の数値を使用)

表 2-5 ごみの組成の変化 (%)

項 目	2003(H15)	2008(H20)	2012(H24)	2014(H26)
厨芥類	35.7	29.8	26.1	25.8
紙類	32.7	36.8	39.3	38.2
プラスチック類	13.9	13.8	13.1	9.2
ガラス類	4.9	4.8	6.3	4.8
金属類	3.5	6.7	5.1	8.3
繊維類	1.3	2.3	2.9	1.8
木片・草木類	3.3	2.7	4.4	2.7
ゴム・皮革類	0.3	0.2	0.3	0.3
陶磁器・土・石塊類	0.2	0.3	0.2	0.1
流出水分・その他	3.9	2.6	2.5	4.4

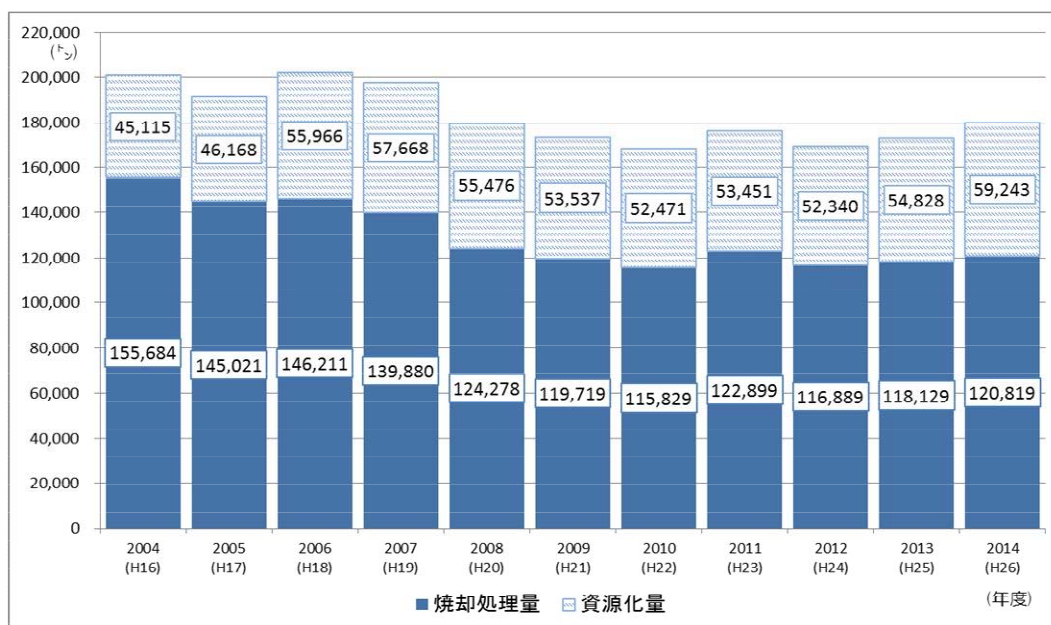
※家庭から排出されるごみ（粗大ごみを除く）の種類及び量等について調査した「市民ごみ排出実態調査」より

2007(平成 19)年度に「かわさき生ごみリサイクルプラン」を策定し、生ごみの減量化・資源化に向けた様々な検討やモデル事業を実施してきましたが、家庭系ごみには厨芥類が依然として約 3 割含まれているため、多様な市民ニーズに対応した、総合的な減量化・資源化に向けた取組を、引き続き行っていく必要があります。

## イ 事業系ごみの更なる減量化・資源化

事業系ごみについては、2004(平成 16)年度以降、収集業務を許可業者へ全面移行し、2006(平成 18)年度からは、内容物審査機の導入や審査体制の整備など内容物審査の強化を図ってきました。

また、事業系一般廃棄物処理手数料については、近隣の大都市と比較した場合、最も低い金額となっています。



グラフ 2-8 事業系ごみの推移

表 2-6 事業系一般廃棄物処理手数料等の変遷

年月	市収集	処理手数料	受益者負担率(処理原価)
1993(平成 5)年 1月	14 円/kg (全事業者 10 kg控除)	7 円/kg	55.6%(12.6 円/kg)
2000(平成 12)年 10月	26 円/kg(小規模企業者 10 kg控除)	12 円/kg	66.7%(18.0 円/kg)
2004(平成 16)年 4月	廃止	12 円/kg	//
2008(平成 20)年 4月		12 円/kg	64.5%(18.6 円/kg)
2013(平成 25)年 4月	↓	12 円/kg	66.7%(18.0 円/kg)

※2004(平成 16)年 4月から市収集を行わないこととし、許可業者収集へ全面的に移行したため、排出事業者に係る費用負担は実質的に増えている

表 2-7 近隣大都市の処理手数料の状況

隣接都市	処理手数料(税込)
東京 23 区	15.5 円/kg
さいたま市	18.4 円/kg
千葉市	21.6 円/kg
横浜市	13.0 円/kg
相模原市	18.0 円/kg

事業系ごみは、社会状況の変化や内容物審査体制の強化などにより減量してきたものの、2008(平成 20)年度以降、焼却量、資源化量ともに横ばいの状況が続いており、更なる減量化・資源化に向けた取組を推進する必要があります。

## ウ 安定的な廃棄物処理システムの確保

- ごみ焼却処理施設の4処理センター体制から3処理センター体制への移行で、各処理センターの全休炉時の影響や災害、突発的な故障などの影響も大きくなります。
- 生活環境事業所や許可業者においては、3処理センター体制に移行した2015(平成27)年度(橋処理センター休止)から、搬入する処理センターに変更が生じ、運搬距離が長くなっています。
- 市内のごみ発生量の南北バランスの違いから、橋処理センターで鉄道コンテナに焼却ごみの一部を積み替えて、梶ヶ谷貨物ターミナル駅へ運搬後、鉄道を利用して浮島処理センターへ輸送していました。2015(平成27)年度からは、橋処理センターが休止したため、王禅寺処理センターで積み替えているため、梶ヶ谷貨物ターミナル駅までの運搬距離が長くなっています。
- 新しくごみ焼却処理施設を建設するには、土地の確保や費用など課題が多いことから、既存のごみ焼却処理施設をできるだけ長く、有効に活用するため、一般的な耐用年数が20年とされているところ、本市では日常のメンテナンスや基幹的整備により、30年以上使用しています。

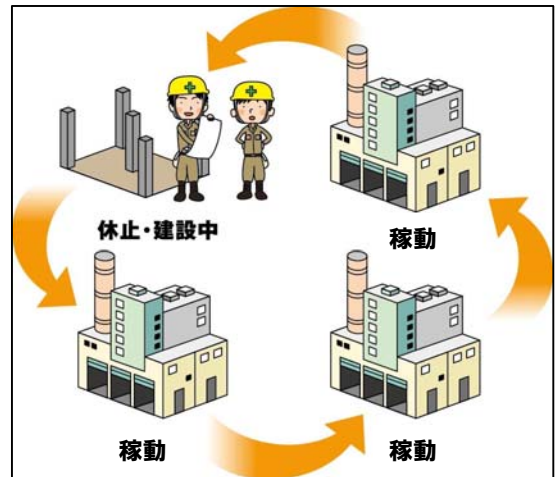


図 2-2 3処理センター体制

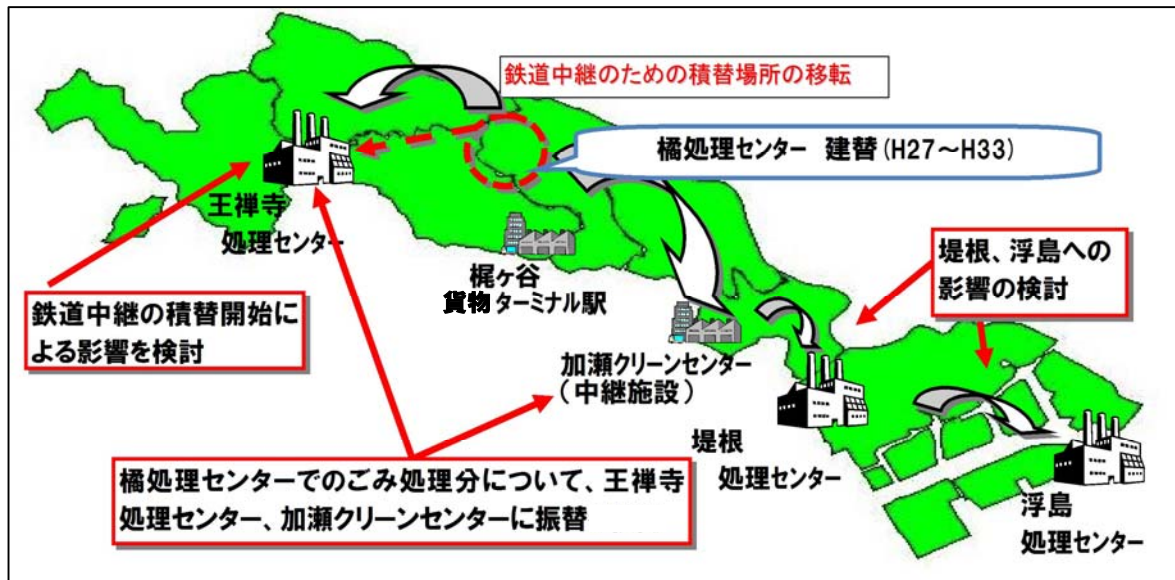


図 2-3 : 3処理センター体制(橋処理センター建替)に伴う影響

3処理センター体制での、安定的なごみ処理を行うためには、引き続き、ごみの減量化を進めるとともに、廃棄物処理施設の機能維持・向上が重要であり、資源化処理施設も含め、長期的な視点にたった施設整備が必要となります。

また、3処理センター体制に対応した安定的な収集運搬体制を整備するとともに、その技術を継承していく必要があります。

## (2) 社会状況の変化等を踏まえた新たな事項

現状の課題に加え、さらに、社会状況の変化等を踏まえた新たな課題として、次の5つの事項について、検討が必要になります。

### ア 循環型社会に対応した新たな法制度への的確な対応

- 第3次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画を改定  
(2013(平成25)年5月)

#### 第3次循環型社会形成推進基本計画

最終処分量の削減などこれまで進展した「廃棄物の量」に加え、「循環の質」にも着目  
(新たな施策の柱)

- ①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化
- ②有用金属の回収
- ③安心・安全の取組強化
- ④3R国際協力の推進

#### 廃棄物処理施設整備計画

基本理念として、「①3Rの推進」「②強靱な一般廃棄物処理システムの確保」「③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備」の3つの柱を定める。

(重点目標)

- 排出抑制と最終処分量の削減      リサイクル率を22%→26%へ
  - 処分場の残余年数の維持            2012年度の水準である20年を維持
  - 焼却施設の発電効率の向上        平均値を16%→21%へ
  - 浄化槽処理人口普及率の向上      9%→12%へ
- シアメタル等循環資源の高度利用・資源確保の視点から、新たな個別リサイクル法として小型家電リサイクル法が2013(平成25)年4月に施行  
(川崎市での実施状況)
    - ・2013(平成25)年10月から拠点回収を実施
    - ・2015(平成27)年4月から粗大ごみや小物金属などの既存の収集方法を活用したピックアップ回収を実施
  - 2013(平成25)年、日本で「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催され、日本を含む122か国が署名。UNEP(国際環境計画)は、2~3年での条約発効を目指している。
  - 各種リサイクル法等の制度の見直し

循環型社会の構築に向けて、近年、整備された法制度等に加え、新たに整備・改正される法制度等についても、本市の状況に応じた的確な対応が必要になります。

## イ 東日本大震災を教訓とした大規模災害への対応の強化

- 2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の影響により、焼却灰の一時保管を行っていましたが、2013(平成25)年4月以降生じた焼却灰については、安全対策を講じた上で、試験的に一部埋め立てを開始し、2013(平成25)年9月からすべてのごみ焼却処理施設から発生する焼却灰を対象に埋め立てを開始しています。
- 2013(平成25)年5月に改定された国の「廃棄物処理施設整備計画」では、廃棄物処理システムの方向性として「災害対策の強化」があげられ、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保するよう位置付けられています。
- 東日本大震災などの教訓を踏まえて、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していくため、国では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と災害対策基本法の改正が行われました。

### <改正のポイント>

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 災害で生じた廃棄物の処理に関する基本理念と、国・地方自治体・事業者など関係者間の連携・協力の責務の明確化
- 国が定める基本方針と、都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充
- 非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、すでにある産業廃棄物処理施設の活用に関する手続の簡素化

#### 災害対策基本法

- 災害廃棄物の処理に関する基本的な方向について、環境大臣による指針の策定を新たに規定
- 被災地域から要請があり、かつ一定の要件を勘案して必要と認められる場合における、環境大臣による処理の代行について新たに規定

ごみ焼却灰の埋め立てについては、引き続き、空間放射線量、埋立処分場の内水、魚介類等のモニタリングなど、市民の安全・安心を考慮しながら、継続した対応が必要になります。

また、東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物などを踏まえ、ライフラインである廃棄物処理事業の継続に向けた様々なリスクへの対応の強化が必要です。

## ウ 温室効果ガス削減など低炭素社会の構築に向けた取組強化

焼却ごみの一層の削減により温室効果ガスを削減するため、プラスチック製容器包装等の分別排出の徹底に取り組んできました。2013(平成25)年9月からプラスチック製容器包装の分別収集の全市実施が始まっており、プラスチック製容器包装の資源化は着実に進んでいます。

一方で、基準年度と比べて、組成調査の結果から、焼却ごみに含まれる廃プラスチック類の量があまり変わっていないこともあり、温室効果ガス排出量の大きな削減につながっていません。これは、調査時の焼却ごみの組成が、温室効果ガス排出量の算定に影響しており、組成調査の精度などが課題となっています。

低炭素で分散電源である廃棄物発電については、エネルギー問題の高まりにより、国の「廃棄物処理施設整備計画」の重点目標に位置付けられるなど、重要性も増しています。本市では、2015(平成27)年2月に、廃棄物発電を活用した「エネルギー循環型ごみ収集システムの実証試験」の検討に関する覚書を、民間事業者と締結するなど、エネルギーの地産地消の取組を進めています。

表 2-8 廃棄物分野における温室効果ガス排出量の内訳

(単位：トン-CO<sub>2</sub>)

過程	発生由来	2007 (H19) ①	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26) ②	増減量 ②-①
収 集	車両における燃料使用	4,074	3,855	3759	3,643	3,389	3,278	2,969	3,085	▲ 989
	中継輸送施設等における燃料・電気使用	1,762	1,684	1,541	1,491	1,374	1,485	1,570	1,558	▲ 204
	自動車の走行	38	32	34	33	32	32	29	32	▲ 6
	HFC封入カーエアコン使用	9	9	8	8	7	8	8	5	▲ 4
中 間 処 理	施設の燃料・都市ガスの使用	852	932	815	788	1,013	850	1,086	1,517	+665
	施設の電気の使用(買電)	3,481	6,523	6,462	5,950	5,423	2,848	4,581	3,785	+304
	一般廃棄物の焼却	7,911	7,391	7,259	7,198	6,625	6,639	7,072	6,291	▲ 1,620
	廃プラスチック類の焼却※	125,509	142,953	135,619	178,897	137,095	157,996	130,706	122,714	▲ 2,795
	合成繊維の焼却	23,088	28,263	21,988	23,585	19,903	19,850	22,351	16,878	▲ 6,210
最 終 処 分	埋立における燃料の使用	117	72	78	75	76	72	63	54	▲ 63
	埋立における電気の使用(買電)	414	437	285	361	303	138	507	166	▲ 248
合 計		167,255	192,151	177,847	222,030	175,240	193,197	170,384	156,085	▲ 11,170 (▲6.7%)

※「廃プラスチック類」とは、焼却ごみに含まれるプラスチック製品やプラスチック製容器包装等のこと。



表 2-9 廃プラスチック類・繊維の組成率の推移（乾ベース）

	焼却ごみの中の 廃プラの割合(%)	焼却ごみの中の 繊維の割合(%)	水分率(%)
2007(H19)	16.98	6.91	39.21
2008(H20)	20.41	8.91	38.23
2009(H21)	20.40	7.52	41.82
2010(H22)	25.12	7.53	37.15
2011(H23)	21.81	7.20	39.73
2012(H24)	24.89	7.11	39.26
2013(H25)	21.63	8.41	41.06
2014(H26)	21.68	6.78	42.84

表 2-10 2014(平成 26)年度の処理センターでの廃棄物発電状況

施設名（発電容量）	処理能力(t/日)	発電電力量(kWh)	買電電力量(kWh)	売電電力量(kWh)	売電収入(千円)
浮島処理センター (12,500kW)	900	53,472,980	1,350,660	31,916,256	568,808
堤根処理センター (2,000kW)	600	1,976,960	3,507,511	—	—
橋処理センター (1,100kW)	600	6,173,427	2,982,598	—	—
王禅寺処理センター(7,500kW)	450	48,461,930	285,980	37,113,024	800,722
合 計					1,369,530

温室効果ガスの削減については、焼却量の削減や収集車の低燃費化など廃棄物処理事業全体での取組強化が必要です。建替えを行う焼却処理施設を中心に、施設の省エネ化を図るとともに、高効率な廃棄物発電を推進し、積極的に余剰電力を有効活用したエネルギーの地産地消の取組について、引き続き、検討を進めていく必要があります。

また、温室効果ガス排出量の算定は、焼却ごみの組成調査の結果に大きく左右されることから、今後は、算定結果だけで判断するのではなく、取組効果を総合的に分析していくための評価手法について、検討していく必要があります。

併せて、地球温暖化対策にもつながる取組として、廃棄物発電などの環境負荷の低減効果などを加味していくことも必要です。

## エ 地球規模の廃棄物問題に対する貢献

地球温暖化は地球規模での喫緊の課題となっている中、アジア地域などの諸都市では公害対策や廃棄物対策なども深刻な課題となっています。本市では、これまで培った地域の環境保全対策のノウハウや、環境技術・産業の集積を活かし、地域にとどまらず、地球規模で環境と経済の調和と好循環を進め、国際社会に貢献しています。

表 2-11 環境（廃棄物分野含む）・経済に関する協定・覚書等の締結状況

都市名	年月	協定・覚書名
瀋陽市（中国）	2009(H21). 2	川崎市・瀋陽市経済循環経済発展協力に関する協定書
	2011(H23). 5	川崎市・瀋陽市経済循環経済発展協力に関する覚書
	2012(H24). 5	川崎市環境技術情報センター、公害研究所、公害監視センターと瀋陽環境科学研究所、環境監測センターの協力に関する覚書
クイーンズランド州（オーストラリア）	2011(H23). 7	覚書（環境技術、廃棄物処理、水資源等の分野における経済、貿易、投資の関係強化を目的）
ダナン市（ベトナム）	2012(H24). 2	日本国川崎市とベトナム社会主義共和国ダナン市との環境協力及び港湾・産業交流に関する覚書
在日ドイツ王国大使館	2012(H24). 7	川崎市及び在日ドイツ王国大使館の経済産業交流に関する覚書
ペナン市（マレーシア）	2013(H25). 8	マレーシア国ペナン州と日本国川崎市の間の「Waste to Energy技術によるペナン低炭素都市形成支援事業」に関する覚書
	2015(H27). 1	マレーシア国ペナン州における環境技術導入調査に関する覚書（株式会社クレハ環境がマレーシア国ペナン州で行う調査の支援として、株式会社クレハ環境と覚書を締結）
上海市（中国）	2013(H25). 7	川崎市と上海市環境保護局との循環経済社会の実現に関する覚書

2014(平成 26)年 5 月に策定した「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」に基づき、途上国などの経済成長に伴い地球規模で増加している廃棄物問題に対し、蓄積された知識や環境技術の移転等による国際的な取組が必要になります。

オ 川崎市における人口増加と今後の少子高齢社会の進展など社会構造の変化への対応  
現時点での減量化・資源化に関する取組を継続するだけでは、今後の本市の人口増加を加味すると、ごみの総排出量は増えていく傾向にあります。

また、65歳以上の人口は増えていく傾向であり、全体に占める割合も高くなる傾向にあります。

表 2-12 人口推計を基にしたごみ量の予測

	2012 (H24) (実績)	2013 (H25) (実績)	2014 (H26) (実績)	2015 (H27)	2020 (H32)	2025 (H37)	2030 (H42)
人口(人)	1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,471,400	1,503,500	1,515,700	1,522,000
0-14歳(人)	187,135 (13.1%)	188,019 (13.1%)	189,237 (13.1%)	190,900 (13.0%)	186,400 (12.4%)	172,800 (11.4%)	158,100 (10.4%)
15-64歳(人)	986,038 (69.2%)	983,224 (68.6%)	983,908 (68.0%)	987,400 (67.1%)	994,300 (66.1%)	1,002,400 (66.1%)	995,300 (65.4%)
65歳以上(人)	251,888 (17.7%)	262,850 (18.3%)	273,795 (18.9%)	293,100 (19.9%)	322,800 (21.5%)	340,500 (22.5%)	368,600 (24.2%)
総排出量(ト)	536,225	531,949	531,599	536,000	542,200	545,200	546,700

※人口は、2012(平成24)年度～2014(平成26)年度は10月1日現在(川崎市年齢別人口)

それ以降は、将来人口推計(2014(平成26)年8月 川崎市総合企画局作成)

※2015(平成27)年度以降の総排出量の計算方法

家庭系ごみ：2014(平成26)年度実績に基づき、1人1日あたりのごみ排出量を算出し、人口及び日数を乗じて算出

事業系ごみ：2014(平成26)年度実績に基づき、1日あたりの日量を算出し、日数を乗じて算出

これまでの様々な取組により、ごみの総排出量を53万トンまで削減してきましたが、今後、2030(平成42)年度まで人口が増えることが想定されており、このまま一人ひとりのごみ排出量が変わらなければ、ごみの総排出量が増えてしまいます。

引き続き、ごみの減量化・資源化に取り組むのはもちろんですが、社会状況に適切に対応するため、少子高齢社会の進展による排出実態の変化を考慮した取組が必要になります。

## 第3章 基本計画

### 1 基本理念

#### 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

私たちは、大気、緑、水、土壌、資源など様々な自然の恵みの恩恵を受けながら生活していますが、これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動が、大量廃棄型の社会を生み出し、結果として、私たちの命を支え続けている自然の循環システムを破壊してしまい、地球規模で人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題が発生しています。

しかしながら、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊、生物の種の減少など様々な環境問題が密接に関係しているにも係らず、これまでの環境施策は、低炭素、資源循環、自然共生、それぞれの分野における課題への対処を目的とした限定的な枠の中で施策が展開されてきた傾向にあります。

近年では、国でも、循環型社会づくりだけでなく、低炭素社会づくり、自然共生社会づくりに係る統合的な取組が、第四次環境基本計画（2012(平成24)年4月閣議決定）や第三次循環型社会形成推進基本計画(2013(平成25)年5月閣議決定)に位置付けられており、廃棄物分野でも、地域レベルでの循環型社会づくりと低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの取組を統合的に推進することで、持続可能なまちをつくりあげていくことが求められています。

本市は、国や多くの地方自治体がすでに人口減少に転ずる中で、利便性の高い生活都市として人口が引き続き増加するなど、発展を続けている一方で、避けることのできない人口減少への転換や、少子高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少、都市インフラの老朽化など、将来を見据えて乗り越えなければならない課題があります。

また、環境については、かつて公害問題が発生した時代に、市民・事業者・行政が一体となって問題解決に取り組んだこともあり、地域の環境は大きく改善していますが、今もなお、大気汚染や樹林地・農地の減少などの地域での問題や、地球温暖化や資源・エネルギー問題といった地球規模の問題など様々な環境問題を抱えており、こちらも、まだまだ取り組まなければならない課題が山積しています。

廃棄物分野では、これまで「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念として、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など様々な施策に取り組み、一定の成果をあげてきていますが、今後につきましては、循環型社会の構築はもとより、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させた環境配慮型の“エコ暮らし”なライフスタイルへの転換を図り、さらに低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な都市を目指していきます。

そのためには、市民一人ひとりが環境についての理解を深めるとともに、日々の生活の中で環境配慮行動を実践することが重要になってきます。本市では、2011(平成23)年3月から「低炭素」・「資源循環」・「自然共生」の3つの取組を柱とした「CCかわさき“エコ暮らし”」の取組を推進しており、市民・事業者へ環境配慮行動を呼びかけてきていますが、今後もさらに環境教育・環境学習の取組に力を入れ、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース、リユース）の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進することが重要になってきます。

また、事業者については、集積する高度な環境技術、エネルギーの有効活用などのノウハウは、今や本市の強みとなっていますので、高度な環境技術を活かすことで、川崎らしい環境と経済の好循環を目指していきます。

本市は、147万人の人口を抱える大都市であり、環境意識の高い市民・事業者が多く、「環境市民」として、多様な取組を地域で率先して行っています。

今後も、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進し、市民・事業者と協働して環境問題を改善することで、ひいては、市域内にとどまらず、日本そして地球環境全体の保全に貢献するため、日本のトップランナーとして率先して取り組んでいきます。

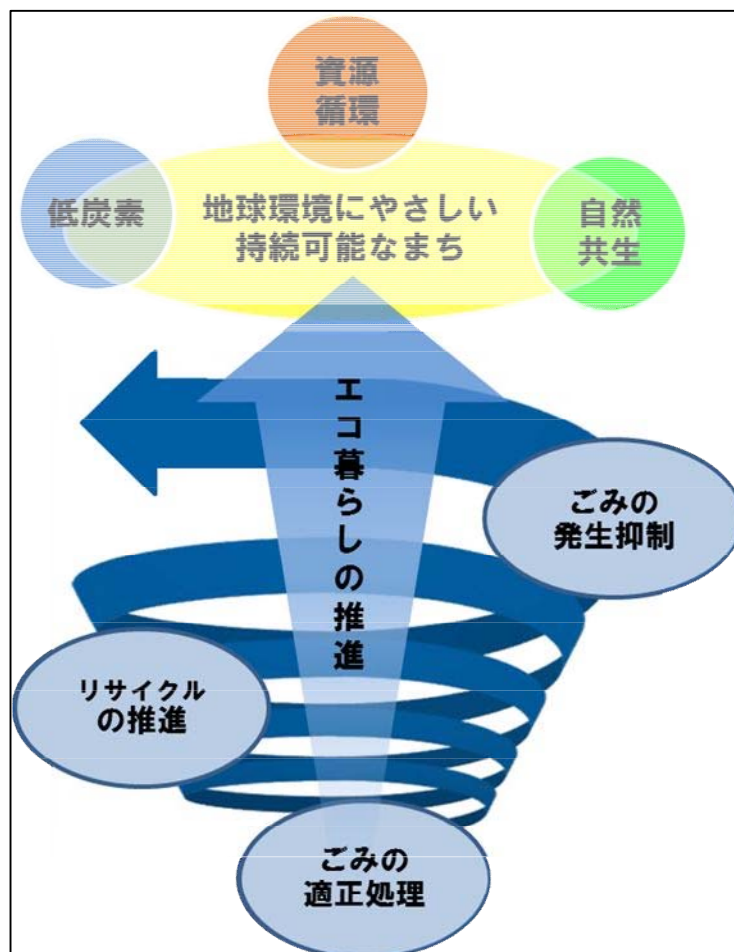


図3-1 「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換

## コラム1 「エコ暮らし」とは

「資源循環」・「低炭素」・「自然共生」を3つの柱に、日々の暮らしの中でできる、環境に配慮した行動を積み重ねていくことです。

市民や事業者が、ごみをできるだけ発生させない生活や活動、ごみの分別の徹底、節電などの省エネ行動、庭や花壇の緑化の推進を行うなど、一つ一つは小さい取組であっても、積み重ねていくことで、環境に対する意識が高まっていくことを期待しています。



**かわるん**  
生まれも育ちも川崎で、市民の皆様に、より3Rを身近に感じてもらうために活動する妖精です。



**エコちゃんず**  
エコな行動を呼び掛けています。頭にはっぱが、ろしい(エコロジー)ちゃん、財布が、のみい(エコノミー)ちゃんです。



**モリオン**  
市民100万本植樹運動のイメージキャラクターで、森の神様に仕える森の妖精です。

## 資源循環

### ●リデュース

- ・買い物はマイバック持参
- ・必要な物だけを買う
- ・食べ残さない

### ●リユース

- ・詰め替え商品・繰り返し使える容器を選ぶ

### ●リサイクル

- ・缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装・ミックスペーパーなどをしっかり分別する
- ・再生品を利用する

### ●省エネ行動

- ・環境ラベルや消費電力を参考に製品を選ぼう
- ・食べ物は地元産の旬のものを選ぼう

### ●移動時の配慮

- ・おでかけには電車・バス・自転車をかしく使おう
- ・車に乗る時はエコドライブしよう

### ●エネルギーをかしく使う

- ・窓を開けるなど、自然の光や風をかしく使おう
- ・太陽光発電など、再生可能エネルギーを活用しよう

### ●市民100万本植樹への参加

- ・身の回りに木や花を植えよう
- ・緑のカーテン作りに挑戦してみよう

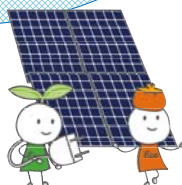
### ●自然とのふれあい行動

- ・近郊の緑を見直す緑の遊歩道(トレイル)めぐりをしてみよう
- ・体験学習等に参加してみよう

### ●生物多様性への配慮

- ・『生物多様性』について調べてみよう
- ・身近な生き物を探してみよう

## 低炭素



## 自然共生



## 2 基本方針

今後は、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルへの転換が重要なため、廃棄物分野でも、地域レベルでの循環型社会づくりや低炭素社会づくり、自然共生社会づくりの取組を統合的に推進していく視点を持ちながら取り組んでいく必要があります。

そのために、次の3つの柱を基本として計画を推進します。

### 社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現します

循環の質にも着目した取組が推進され、小型家電リサイクル法の制定など、各種リサイクル法の見直しが行われている中、本市で引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化、災害対策の強化などの社会状況の変化等に対しても的確に対応しながら、ものを大切に有効活用することによって、ごみを発生させないライフスタイルを迫り、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会の実現を目指していきます。

### 市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進します

市民・事業者・行政は循環型社会へのビジョンを共有するため、協働して3Rに取り組み、また、その実践には、市民・事業者のリサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組を、市民・事業者・行政の協働で推進することが重要になります。

私たち一人ひとりが、地球環境の状況を考え、それぞれが市民生活や事業活動の中で、循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、それを習慣化させる取組を推進していきます。

### 安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

どのように社会状況が変わっていかうとも、生活環境の保全及び公衆衛生の向上については、廃棄物処理事業の基盤として、何よりも優先して取り組んでいく必要があります。

地域の生活環境を守り、安心して暮らせるまちをつくるため、市民が健康的で快適な生活を送ることのできるライフラインとして、安全・安心な処理体制を確保し、適正に廃棄物の処理を行っていきます。

## 3 計画期間

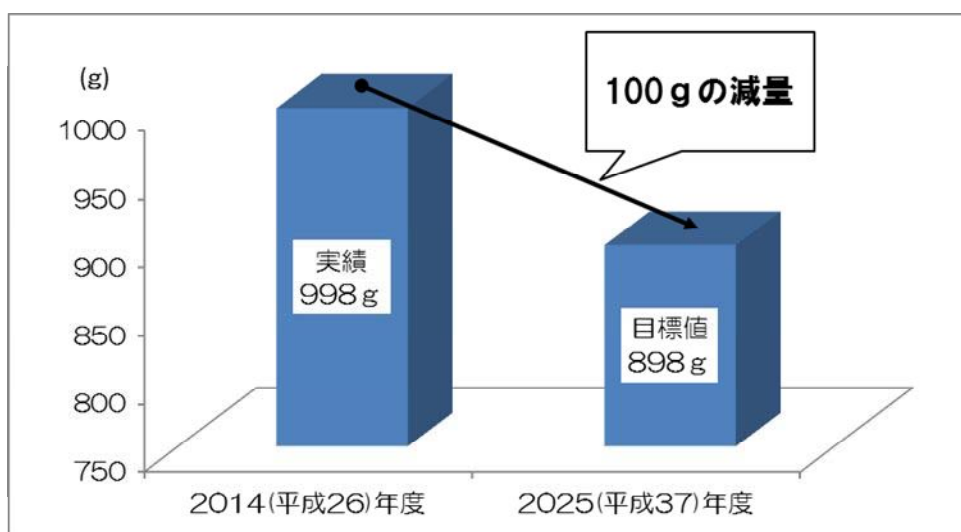
本計画の期間は、2016(平成28)年度から2025(平成37)年度までの10年間とします。ただし、大きな社会状況の変化等があった場合には、計画期間の途中に見直しを行います。

## 4 目 標

この10年間は、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換に取り組むとともに、長期的な施設整備を考慮した安定的な3処理センター体制の運営や最終処分場のさらなる延命化を図るため、2014(平成26)年度実績を基準として、次の2つの目標値を設定します。

### (1) ごみの発生抑制の推進

**【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を10%削減します(998g⇒898g)**



グラフ 3-1 1人1日あたりのごみ排出量

#### ごみ排出量とは・・・

一般家庭から排出されるごみ（普通ごみ・粗大ごみ・資源物・資源集団回収）、事業者から排出されるごみ（事業系焼却ごみ・事業系資源物）、道路清掃ごみの合計をいいます

表 3-1 1人1日あたりのごみ排出量（内訳）

	家庭系			事業系			合 計
	焼却ごみ	資源物	小 計	焼却ごみ	資源物	小 計	
2014(H26)実績	468 g	192 g	660 g	227 g	111 g	338 g	998 g
2025(H37)目標	411 g	204 g	615 g	178 g	105 g	283 g	898 g 目標値

※道路清掃ごみは微少のため省略



## (2) ごみ焼却量の削減

【目標2】ごみ焼却量を4万トン削減します(37万トン⇒33万トン)  
(家庭系2万トン削減、事業系2万トン削減)

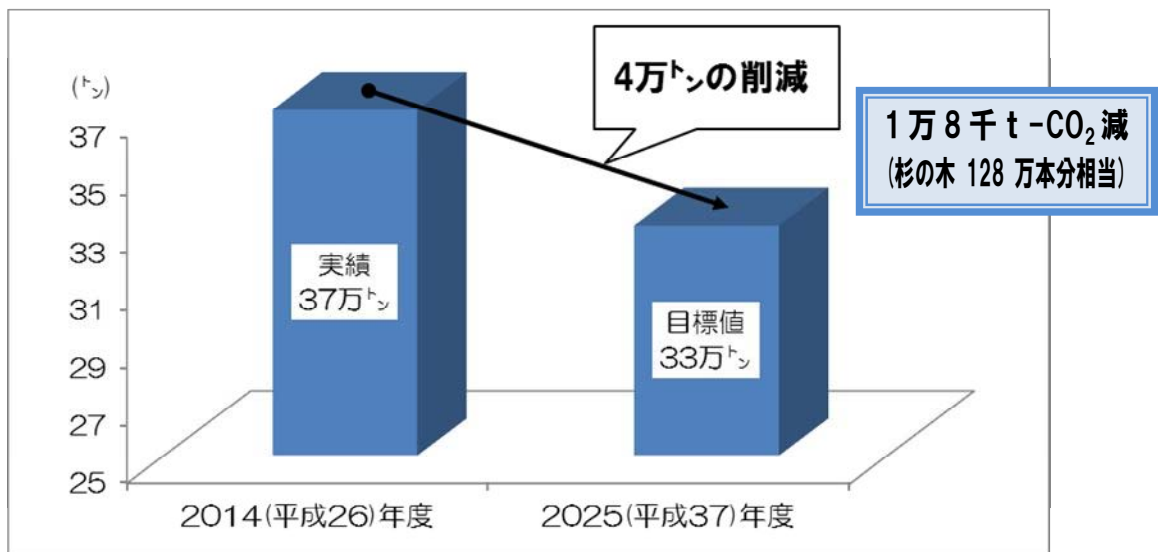


表 3-2 ごみ焼却量削減の内訳

内 訳	家庭系ごみ焼却量	事業系ごみ焼却量	合 計
2014(H26)実績	25.0万トン	12.1万トン	37.1万トン
2025(H37)目標	23.0万トン	10.0万トン	33.0万トン
削減量	2万トン	2.1万トン	4.1万トン 目標値

※道路清掃ごみは微少のため省略

### 取組成果・効果の「見える化」・「見せる化」

目標の進捗状況や成果について、実績値を公表（「見える化」）するだけでなく、市民・事業者にも、よりわかりやすく伝え、協力を得られるように、取組による具体的な効果を見せながら（「見せる化」）、公表していきます

### 埋立処分場の延命化

ごみの減量化・資源化を推進することにより、埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指します

## コラム2 他都市との比較

表 3-2 政令指定都市(20 都市)における  
取組状況(2013(平成 25)年度)

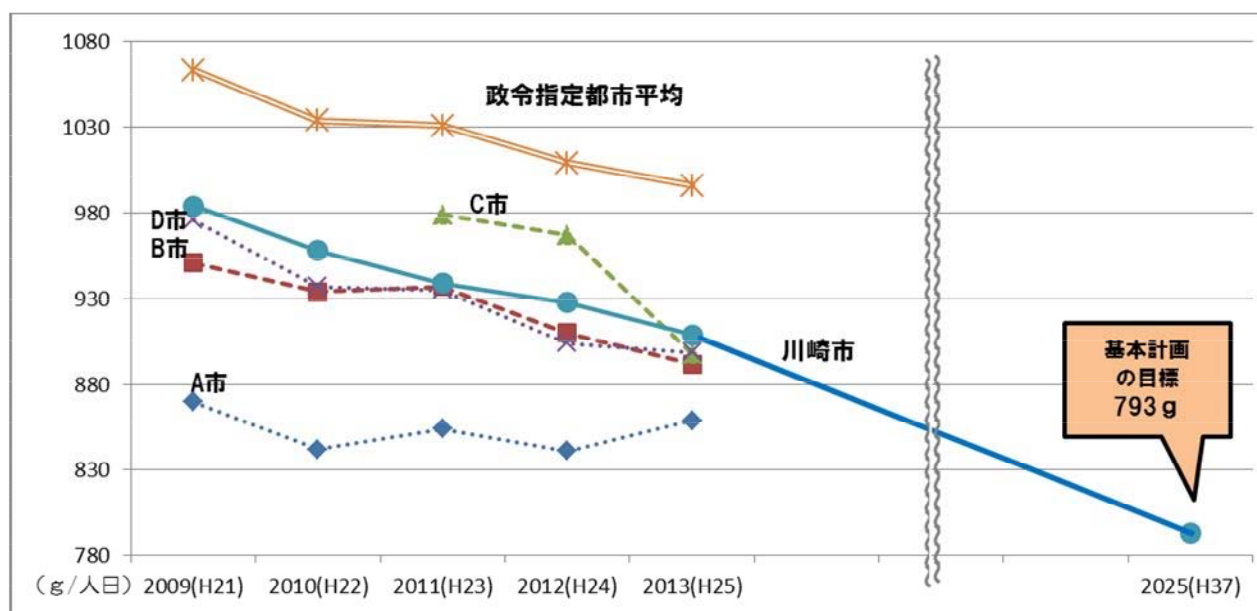
順位	都市名	1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)※
1	A市	859
2	B市	892
3	C市	898
4	D市	899
5	川崎市	909
6	E市	931
7	F市	940
8	G市	945
9	H市	948
10	I市	950

環境省が公表している「一般廃棄物処理事業実態調査(2013(平成 25)年度実績)」によると、本市の1人1日あたりのごみ排出量(※)は、政令指定都市中5位であり、上位5市が突出した状況になっています。

※事業系資源物が含まれないなど、細かな条件の違いから、本計画の実績とは数値が異なります

上位5市の過去5年間の状況を見ると、トップのA市が、840~870gの間を推移しており、こうした傾向から、今後の取組で、事業系資源物を含まない1人1日あたりのごみ排出量を840gよりも減量できるかどうか、トップランナーとしてのひとつの目安になってくると思われます。

なお、今回の計画では、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減する目標を設定しており、環境省の公表ベースで試算しますと793gとなります。



グラフ 3-3 上位5市と政令指定都市平均の過去5年間の状況及び川崎市の目標

## 5 施策体系

計画の体系は次のとおりです。

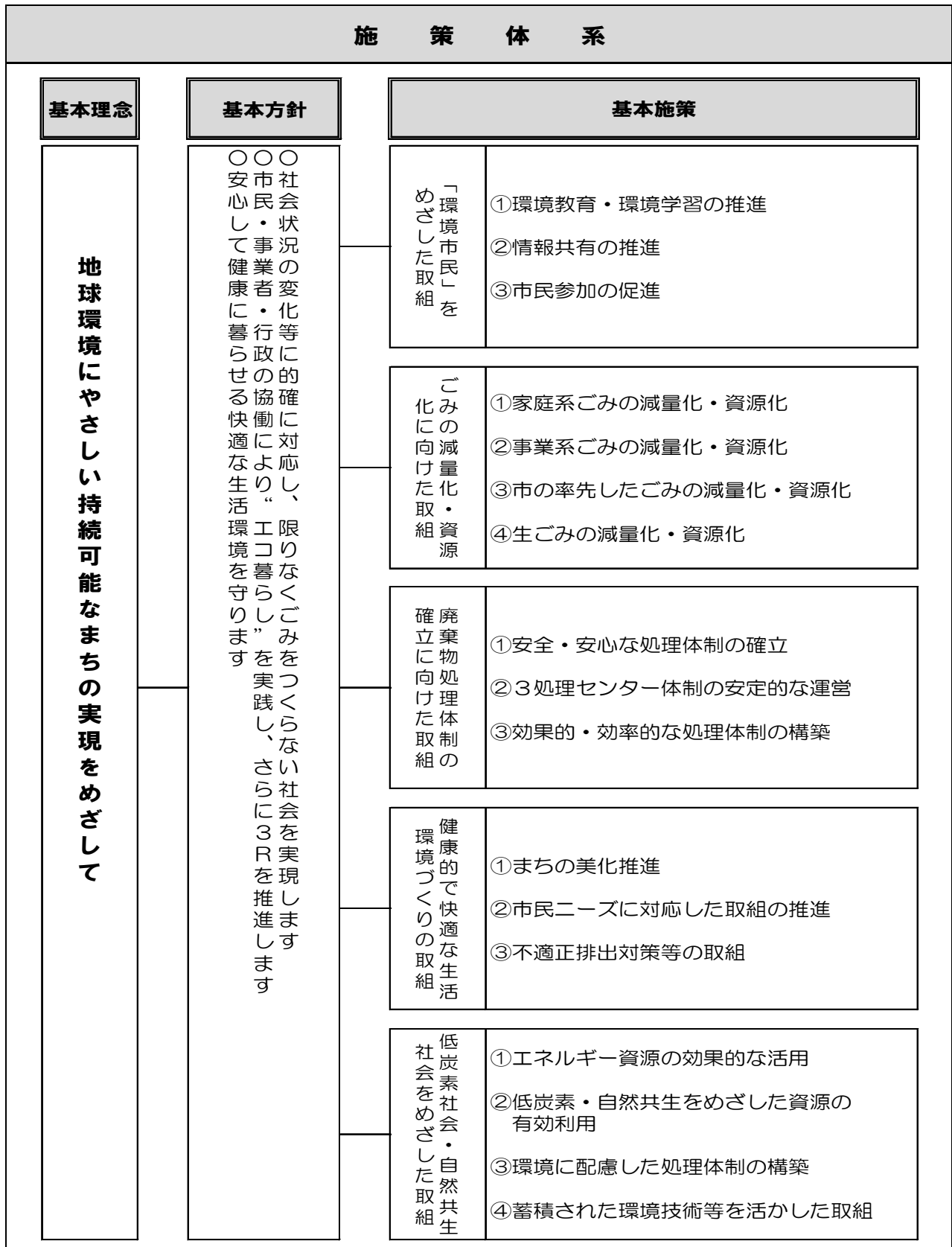


図 3-2 施策体系図

## 6 基本施策

この計画期間の10年間では、市民生活や事業活動の中で、それぞれが循環を基調とした生活の質の高さと環境の保全を両立させたライフスタイルである“エコ暮らし”を実践し、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない2R（リデュース・リユース）の取組をさらに推進していくことが重要になってきます。

これらのことを踏まえ、次の5つの基本施策を中心に計画を推進します。

### 基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

市民・事業者・行政が協働・連携して、これまでのライフスタイルを見直し、環境配慮行動“エコ暮らし”の実践に取り組みめるように、環境教育・環境学習の場を提供するとともに、情報共有が確実に図れるよう、新たなしくみづくりに取り組み、地球環境に配慮した生活を送る「環境市民」を目指します。

#### (1) 環境教育・環境学習の推進

環境配慮行動“エコ暮らし”を実践することで、リサイクルはもとより、2R（リデュース・リユース）の取組をさらに推進させるため、学校等の教育関連機関や関係団体と連携を図りながら、世代別に適切な環境教育・環境学習に取り組んでいきます。

また、事業者に対しても、環境学習の場を提供するなど、市民・事業者・行政で環境意識の向上を図っていきます。

#### (2) 情報共有の推進

プラスチック製容器包装やミックスペーパーなどの資源物の分別方法やその資源の再生利用品など、本市がすでに取り組んでいるものの、情報が市民へ十分に伝わっていないものもあります。

それをどう市民にお知らせしていくかも重要な取組であるため、ICTを含むさまざまな情報媒体を活用し、一人暮らしの方や若年層、そして高齢化社会に向けてどのように情報を伝えていくかの視点を持つなど、新たなしくみづくりに取り組み、情報共有を図っていきます。

また、市民館や区役所など市民が多く集まる場を活用した普及啓発などについても、環境意識の醸成につながるため、効果的に取り組んでいきます。

#### (3) 市民参加の促進

ごみの減量化・資源化の取組については、リサイクルはもとより、2R（リデュース、リユース）の推進が重要なため、市民や事業者の理解と参加が不可欠です。地域に密着して活動している廃棄物減量指導員等と連携するとともに、地域環境保全やCO<sub>2</sub>削減などの地球温暖化対策、緑の保全など様々な地域活動をしている方々とも連携しながら、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきます。

また、今後も、市民参加の具体的な方法や仕組みを工夫し、より多くの市民・事業者と行政が協働して、ごみの減量化・資源化に取り組んでいけるしくみづくりを検討し、市民参加の促進を図ります。

より一層のごみの減量化・資源化を図るために、市民・事業者・行政が一体となって、それぞれの主体ごとに、まずはリデュース・リユースといったごみの発生抑制に重点を置き、やむを得ずでてしまったごみの中で、資源化できるものは、リサイクルすることの習慣化を目指します。

### (1) 家庭系ごみの減量化・資源化

ごみ全体の減量を図るために、リデュース・リユースに取り組むとともに、やむを得ずでてしまったごみについては、できる限りリサイクルするように、分別排出の徹底に係る取組を推進します。

ごみの発生抑制に関しては、事業者に対しても、製品の減量化など、環境に配慮した製品の開発や簡易包装などに取り組むよう働きかけるなど、事業者と行政の連携した取組を推進します。

また、市民・行政も、環境に配慮した製品や再生品などの積極的な購入や啓発に努めるなど協働して取り組んでいきます。

家庭系ごみに係る経済的手法については、他都市の動向等に注視しながら、調査研究を行っていきます。

### (2) 事業系ごみの減量化・資源化

事業者が、製造工程においてもできるだけごみが発生しない環境に配慮した製品の開発や再生資源の積極的な活用を推進するとともに、自らの事業活動に伴うごみの減量やリサイクルを推進できるよう、連携して取り組んでいきます。

また、事業系ごみについては、処理費用を排出事業者の一部負担としておりますが、近隣都市の状況を考慮して、減量化・資源化の施策と合わせて、手数料の見直しについても検討を進めていきます。

### (3) 市の率先したごみの減量化・資源化

市役所も市内の大規模事業者の一つとして、地域の環境保全活動の模範となる立場から、自らの事業・活動を率先して環境に配慮したものにすることが求められています。

紙類等の使用量の削減や紙製事務用品の再使用など、ごみの減量やリサイクルなど3Rの取組を推進するとともに、環境に配慮した製品を積極的に購入するグリーン購入についても、引き続き推進していきます。

#### (4) 生ごみの減量化・資源化

生ごみの減量化・資源化については、これまで「かわさき生ごみリサイクルプラン（2007(平成 19)～2015(平成 27)年度)」を策定し取り組んできましたが、今後は、基本計画の中で総合的に取り組むことが重要です。

生ごみについて、使いきり・食べきり・水きりの徹底への取組を基本とし、引き続き、「地域の特性を活かした生ごみリサイクルシステムの構築」を目指して、家庭での堆肥化などの取組を推進し、地域コミュニティを基盤とした「小さな循環」の構築に取り組んでいきます。

また、「大きな循環」の構築に向けては、費用対効果を考えながら、バイオマス発電などの可能性についても他都市の事例を参考にし、調査研究を続けていきます。

「食品ロス」につきましては、それぞれの家庭で、余計なものはできるだけ買わない、食べきれぬ量しか作らないといった高い意識を持ち、ライフスタイル自体を変えていく取組を進めるとともに、事業者と行政が連携した食品ロス対策や堆肥化・飼料化にも取り組んでいきます。

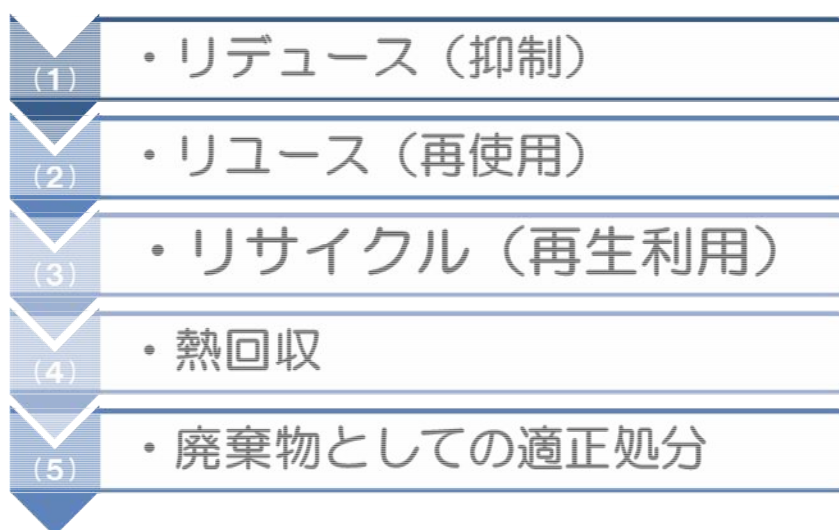


図 3-3 ごみ処理の優先順位

資源物にならないごみを適正に処理するとともに、市民生活のライフラインとして、2015(平成27)年度から移行した3処理センター体制の安定的な運営を目指します。

### (1) 安全・安心な処理体制の確立

資源物にならないごみは、適正に処理していくとともに、引き続き見込まれる人口増加や将来的な人口減少・少子高齢化などの社会状況の変化にも的確に対応し、全市民の生活を支える重要なライフラインとして、安全・安心な処理体制を整えていきます。

また、災害時などの非常時においても重要なライフラインとして生活環境を保全し、迅速かつ適正な処理が求められるため、「川崎市災害廃棄物等処理計画」などを適宜見直し、平時の備えから大規模災害発生時の措置に至るまで、切れ目のない対応が行えるよう、庁内体制の強化や民間事業者などとの連携強化を図るとともに、広域的な連携にも取り組んでいきます。

### (2) 3処理センター体制の安定的な運営

2015(平成27)年度に移行したごみ焼却処理施設の3処理センター体制を安定的に運営するため、橋処理センターや堤根処理センターの建替えを行うとともに、国の廃棄物処理施設整備計画にあわせて、廃棄物処理施設の長寿命化に向けた予防保全的整備を行うなど、長期的な施設整備の考え方も整理していきます。

また、建替えなどによる焼却ごみ等の搬入先の変更に伴う対応を適切に行っていきます。

### (3) 効果的・効率的な処理体制の構築

廃棄物の収集運搬については、市民生活を支える重要なライフラインであることから、民間部門を活用しながら、引き続き安定性・安全性を確保して効果的・効率的に事業を推進します。

また、民間部門の活用にあたっては、委託事業者への管理監督責任がしっかり果たせるように、廃棄物処理に係る職員のノウハウの継承がきちんと行われる体制を整えていきます。

## 基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

廃棄物処理事業の基盤である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努め、市民が、健康的で快適な日々の生活が過ごせるよう、引き続き、安全・安心な生活環境づくりにしっかり取り組んでいきます。

また、地域課題の解決には、市民の理解と参加が不可欠であり、環境教育の実践の場にもつながるため、市民・事業者・行政が協働して課題解決に取り組んでいきます。

### (1) まちの美化推進

地域の公衆衛生を守り景観を保つためにも、まちの美化推進は重要な取組であり、引き続き、集積所周辺やまちの美化の維持に取り組んでいきます。

### (2) 市民ニーズに対応した取組の推進

本市でも、高齢社会が進行していき、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加することが明らかであるため、ふれあい収集などの取組と併せて、ボランティア団体等とも連携した取組の検討も行っています。

また、市民ニーズに対応した取組は、地域コミュニティの再構築や高齢社会などの社会状況の変化に的確に対応できるよう、関係部局と連携して、様々な角度からアプローチして市民ニーズに応えられるよう取り組んでいます。

### (3) 不適正排出対策等の取組

都市における快適な生活空間やまちの景観を守るため、不適正排出や不法投棄などの対策に引き続き取り組むとともに、ごみの分別排出の徹底に向けた取組をいっそう推進していきます。

また、市民の分別排出意識を低下させるような行為への対策に、しっかり取り組んでいます。



## 基本施策Ⅴ 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組

廃棄物分野で、持続可能な社会を目指していくためには、「資源循環」は当然のことですが、「低炭素」・「自然共生」の視点も持った統合的な取組を行い、ごみの焼却に伴う熱回収を徹底し、エネルギーを有効活用することで、温室効果ガスの削減に貢献するとともに、リデュース・リユースなどのごみの発生抑制に取り組むことで天然資源の投入の抑制や埋立処分場の延命化を目指していきます。

また、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きいCO<sub>2</sub>の削減につながる、プラスチック製容器包装の分別排出をさらに徹底して焼却ごみの削減を図り、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

併せて、温室効果ガス排出量については、廃棄物発電の環境負荷低減効果の反映などについても検討するとともに、取組効果を総合的に分析し、継続的に指標として管理することで、温室効果ガス排出量の削減につなげていきます。

### (1) エネルギー資源の効果的な活用

廃棄物発電については、建替えを行うごみ焼却処理施設に、より高効率な発電や熱回収の利活用が図れるよう整備を行い、売電等の有効活用を図るとともに、エネルギーの地産地消について検討を行っていきます。

また、災害時におけるエネルギー供給のあり方についても、調査研究を行い、地域に必要な施設として、ごみ焼却処理施設のイメージを変えていけるよう努めていきます。

バイオマス発電など新たなエネルギーの可能性については、国内外の事例を参考に、費用対効果を検証しながら、調査研究を行っていきます。

### (2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用

生ごみの堆肥化や、地球温暖化防止活動、緑の保全活動等を行っている市民団体など、様々な地域活動をしている方々や事業者等と連携を強化し、低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用についても検討を行っていきます。

### (3) 環境に配慮した処理体制の構築

収集車両の低公害・低燃費車の導入を行うとともに、ごみと資源物の処理能力の南北格差の解消を図るために鉄道輸送を利用するなど、引き続き、環境負荷の低い廃棄物の運搬に取り組んでいきます。

また、全てのごみ焼却処理施設（処理センター）では、規格監査指針を踏まえた自己適合宣言による環境マネジメントシステムを運用していますので、引き続き、環境に配慮した事業運営を行っていきます。

併せて、市内に新たな埋立処分場を確保することは困難な状況にあることから、埋立処分場の延命化を図るため、ごみの減量化・資源化に努めるとともに、新たな延命化の方策についても検討を行っていきます。

#### **(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組**

臨海部にある川崎エコタウンをはじめ、本市には高度な環境技術を持った事業者が多いことから、連携して地域内循環による取組を行うとともに、これまで蓄積された環境技術等を活かし、廃棄物分野での国際貢献を行っていくことで地球規模での環境改善に努めていきます。

また、アジア諸国など国外での参考になる取組を、本市にフィードバックするなど、広い視野を持って取り組んでいきます。

## 7 指標による評価

基本施策ごとに指標を設定し、毎年、廃棄物処理事業全体の事業評価を行い、経年変化をしっかりと把握していきます。

また、類似都市との比較分析も行い、本市の立ち位置を的確に把握して、取組につなげていきます。

### (1) 事業評価の指標

プラスチック製容器包装分別率や温室効果ガス総排出量（廃棄物分野）等の指標を 10 項目設定します。

2014(平成 26)年度実績を 100 として、当該年度の実績を指数化し、レーダーチャートを使った分析を行い、毎年、公表します。廃棄物処理事業全体として、バランスよく外側に大きくなるほど、施策が順調に進捗していると評価します。

表 3-3 指標項目

基本施策		指標名	指標がめざす方向
I	「環境市民」をめざした取組	1人1日あたりごみ排出量 (家庭系・事業系(焼却ごみ+資源物))	少ないほうがよい
		プラスチック製容器包装分別率	高いほうがよい
		ミックスペーパー分別率	高いほうがよい
II	ごみの減量化・資源化に向けた取組	ごみ焼却量 (家庭系焼却ごみ+事業系焼却ごみ+道路清掃ごみ)	少ないほうがよい
		資源化率 (家庭系資源物+事業系資源物)	高いほうがよい
III	廃棄物処理体制の確立に向けた取組	1人あたり年間処理経費	少ないほうがよい
		廃棄物のうち最終処分される割合	少ないほうがよい
IV	健康的で快適な生活環境づくりの取組	住民満足度	高いほうがよい
V	低炭素社会・自然共生社会をめざした取組	温室効果ガス総排出量(廃棄物分野)	少ないほうがよい
		エネルギー回収率	高いほうがよい

### (2) 類似都市との比較

国の「一般廃棄物処理実態調査」を基に、5項目の指標を設定します。政令指定都市平均を 100 として、本市の実績を指数化し、レーダーチャートを使った分析を行い、毎年、公表します。バランスよく外側に大きくなるほど、他の政令指定都市と比べて、施策が順調に進捗していると評価します。

表 3-4 指標項目

○人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量	○人口 1 人 1 日あたり年間処理経費
○資源化率	○最終処分減量に要する費用
○廃棄物のうち最終処分される割合	

表 3-5 事業評価の例

		1人1日あたり ごみ排出量 (家庭系・事業系(焼却ごみ+資源物))(g)	プラスチック 製容器包装 分別率 (%)	ミックスペーパー 分別率 (%)	ごみ焼却量 (家庭系焼却ごみ+事業系 焼却ごみ+道路清掃ごみ) (t)	資源化率 (家庭系資源物+事業系資源物) (%)	1人あたり年間 処理経費 (円)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	住民満足度 (%)	温室効果ガス 総排出量 (廃棄物分野) (t-CO <sub>2</sub> )	エネルギー 回収率 (%)
基準年度 2014 (H26)年度	実績	998	34.5	35.7	370,849	30.3	—	0.1035	56.7	156,085	11.5
	指標	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
参考例 ●● (H●●)年度	推計	980	38	38	364,200	33	—	0.0999	60.0	150,000	13.0
	指標	101.8	110.1	106.4	101.8	108.9	100	103.5	105.8	103.9	113.0

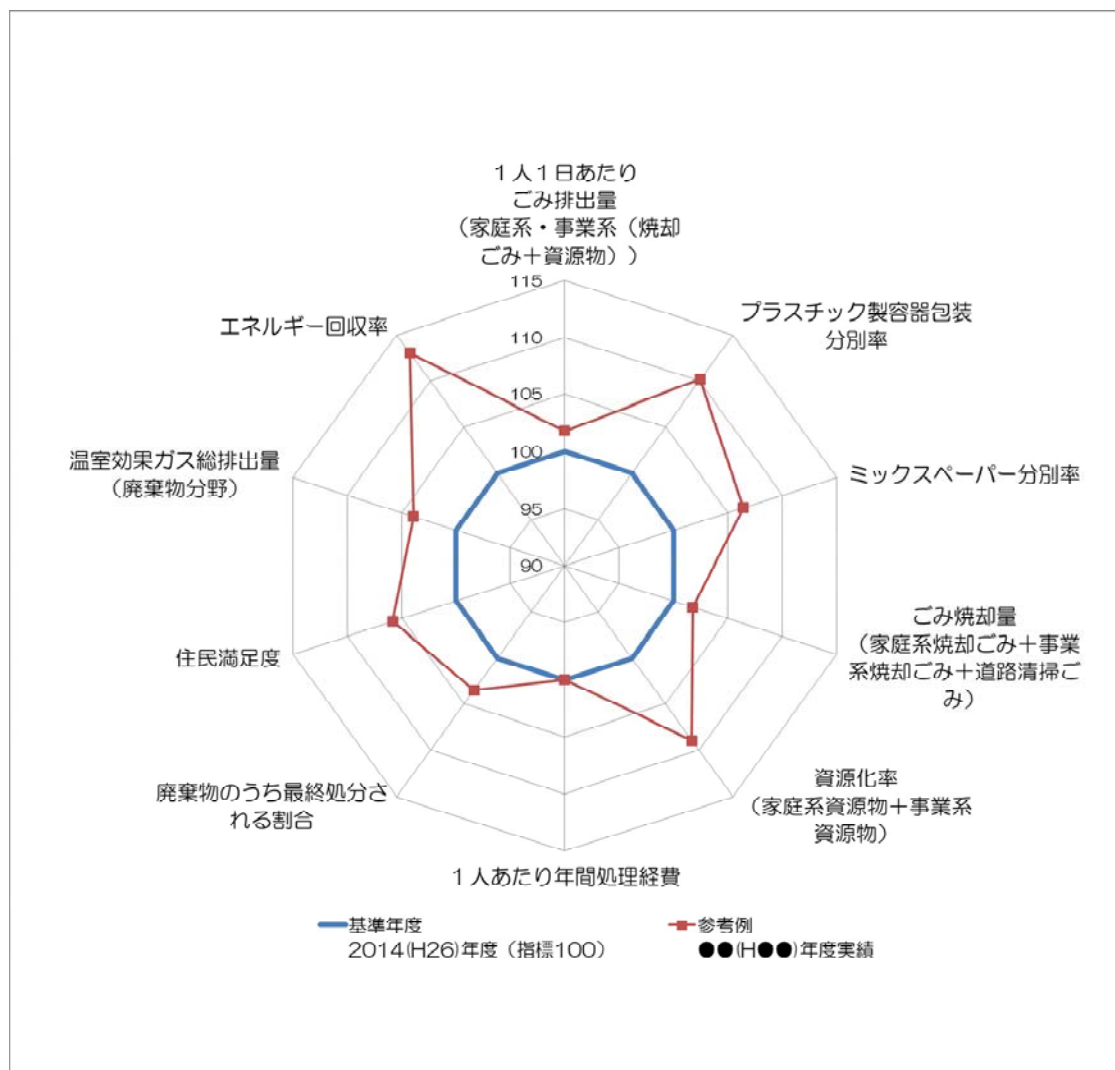


図 3-4 事業評価の例(レーダーチャートを使った分析)

※現時点で2014(H26)年度実績がでていないものは、指標を100にしています。

## 第4章 計画の推進・管理

### 1 計画の推進体制

基本計画の実行性を確保するため、2～4年間の行動計画を定めていきます。

そして、行動計画に位置付けられた取組が予定どおり実施されたかどうか、これによる成果が達成されたかどうかについて、「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)」の考え方に基づいて、各取組について効率的に点検を行い、その評価結果を取組に反映していくために、庁内関係部署により構成される仮称「一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を立ち上げ、計画の進行管理を行っていきます。

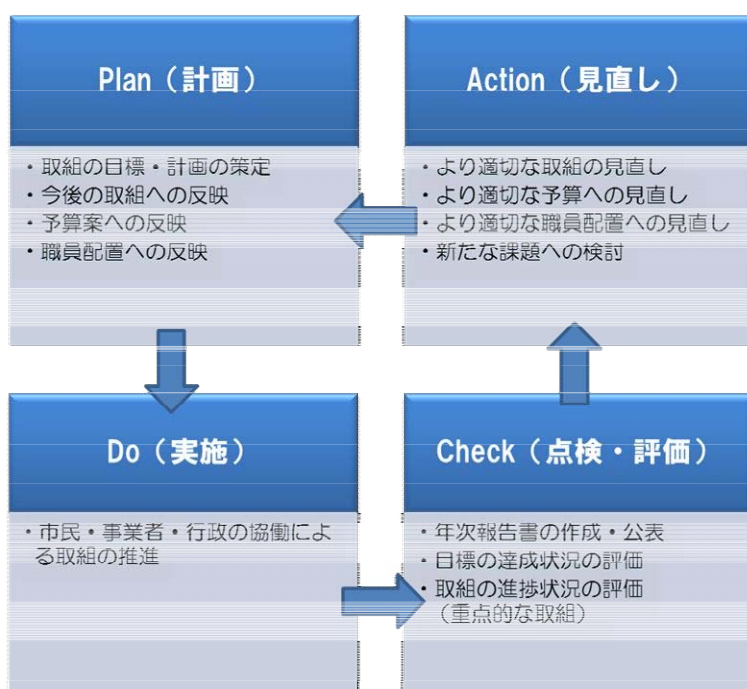


図 4-1 PDCAサイクル

### 2 計画の進捗状況の公表

基本計画及び行動計画の目標の進捗状況、基本計画で定めた指標による評価、行動計画の重点施策の成果など、行政が実施した評価結果については、学識経験者及び公募市民により構成される「環境審議会廃棄物部会」に毎年報告するとともに、ホームページ等で公表します。

## 第5章 市民・事業者・行政の役割

本計画の「地球環境にやさしい持続可能なまち」の実現をめざして、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進していく必要があります。

そのためには、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割を意識して主体的に取り組むことが重要です。

表 4-1 市民・事業者・行政の主な役割

	内 容	関連施策
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● “エコ暮らし” なライフスタイルへの転換に努めます               <ul style="list-style-type: none"> <li>・買った食材はできるだけ使い切り、食べ残しをなくす</li> <li>・マイバック、マイボトル、マイカップなどの持参</li> <li>・省エネルギー、節水など環境に配慮した生活</li> <li>・リデュース・リユースに取り組んだ上で、ごみとなってしまうものの適正な分別</li> <li>・環境に配慮した商品の購入（リユース品・リサイクル品等）</li> <li>・壊れたものを修理して使ったり、使わないものは他人にゆずる など</li> </ul> </li> <li>● 環境教育・環境学習関連のイベントやごみの減量化・資源化のための活動に積極的に参加します</li> <li>● わがまち「かわさき」を、自分たちの手できれいに保ちます</li> </ul>	<p><b>基本施策Ⅰ</b></p> <p>「環境市民」をめざした取組</p> <p>(1) 環境教育・環境学習の推進</p> <p>(3) 市民参加の促進</p> <p><b>基本施策Ⅱ</b></p> <p>ごみの減量化・資源化に向けた取組</p> <p>(1) 家庭系ごみの減量化・資源化</p> <p>(4) 生ごみの減量化・資源化</p> <p><b>基本施策Ⅳ</b></p> <p>健康的で快適な生活環境づくりの取組</p> <p>(1) まちの美化推進</p> <p>(3) 不適正排出対策の取組</p> <p><b>基本施策Ⅴ</b></p> <p>低炭素社会・自然共生社会をめざした取組</p> <p>(2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● “エコ暮らし” なビジネスモデルを追求するため、製品・商品の開発・製造・販売段階における廃棄物の発生を極力抑えます</li> <li>● ごみになる部分が少ない商品づくりを進めます</li> <li>● リサイクルしやすい商品づくりを進めます</li> <li>● ごみの減量化・資源化のための地域の活動に事業者として積極的に参加します</li> <li>● 事業活動から生じたごみは、リデュース・リユースに取り組んだ上で分別を徹底し、資源化に努めます</li> <li>● 環境に配慮した材料・商品を購入します（リユース品・リサイクル品等）</li> <li>● ごみとなってしまうものは、事業者自らの責任で、適正に処理を行います</li> <li>● わがまち「かわさき」を、自分たちの手できれいに保ちます</li> </ul>	<p><b>基本施策Ⅰ</b></p> <p>「環境市民」をめざした取組</p> <p>(1) 環境教育・環境学習の推進</p> <p>(3) 市民参加の促進</p> <p><b>基本施策Ⅱ</b></p> <p>ごみの減量化・資源化に向けた取組</p> <p>(2) 事業系ごみの減量化・資源化</p> <p>(4) 生ごみの減量化・資源化</p> <p><b>基本施策Ⅳ</b></p> <p>健康的で快適な生活環境づくりの取組</p> <p>(3) 不適正排出対策の取組</p> <p><b>基本施策Ⅴ</b></p> <p>低炭素社会・自然共生社会をめざした取組</p> <p>(2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用</p>
事 業 者		

	内 容	関連施策
行 政	● “エコ暮らし”に関する市民・事業者の自主的な活動を支援できるよう、協働で“エコ暮らし”に関する検討を行いながら、情報発信を積極的に行います	<b>基本施策Ⅰ</b> 「環境市民」をめざした取組 (2) 情報共有の推進
	● ごみの減量化・資源化に必要な施策に取り組むとともに、情報発信を積極的に行います	<b>基本施策Ⅱ</b> ごみの減量化・資源化に向けた取組 (2) 市の率先したごみの減量化・資源化 (4) 生ごみの減量化・資源化
	● 費用対効果も考慮した上で、資源化可能なものは、積極的にリサイクルします	<b>基本施策Ⅲ</b> 廃棄物処理体制の確立に向けた取組 (1) 安全・安心な処理体制の確立 (2) 3 処理センター体制の安定的な運営 (3) 効果的・効率的な処理体制の構築
	● 市役所も市内の大規模事業者の一つとして、市民や事業者に率先して、ごみの減量やリサイクルなど3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を推進します	<b>基本施策Ⅳ</b> 健康的で快適な生活環境づくりの取組 (2) 市民ニーズに対応した取組の推進
	● 世界的に問題となっている地球温暖化の対策として、廃棄物分野としても寄与していくために、収集車両の低公害・低燃費車の導入や廃棄物発電の取組など、温室効果ガス削減に積極的に取り組んでいきます	<b>基本施策Ⅴ</b> 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組 (1) エネルギー資源の効果的な活用 (3) 環境に配慮した処理体制の構築 (4) 蓄積された環境技術等を活かした取組
	● 市民生活のライフラインとして、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます	
	● ごみの減量化・資源化に向けて情報収集や調査研究を行います	





## 第 2 編

### し 尿 等 処 理 編



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するもので、本市のし尿等処理の基本的な考え方を定めています。

## 2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画の一部として、ごみ処理編とあわせて策定します。



# 第2章 現状と取組状況

## 1 現 状

公共下水道が普及している地域のし尿は通常、公共下水道を通じて処理されていますが、公共下水道の普及していない地域等においては、一般廃棄物として収集・処理を行っています。

2015(平成27)年3月現在、本市の下水道普及率は99.4%となっており、特に中部・北部地区でのし尿・浄化槽汚泥収集量は減少傾向にあります。一方、南部地区においては、建設工事現場等における仮設トイレの汲み取り件数の増加や下水道処理区域外の臨海部への対応から、し尿・浄化槽汚泥収集量はやや増加傾向にあります。

また、その他として、生物処理タイプによるディスポーザー（生ごみ粉碎機）排水処理システムの排水処理槽から発生した汚泥については、申込に基づき、一般廃棄物として市が収集・処理を行っています。

### コラム ディスポーザー排水処理システムについて

生ごみを処理するディスポーザー排水処理システムの使用は、設置方法や維持管理が適切でない場合、排水処理槽や下水道に負荷をかけることがあり、閉鎖性海域である東京湾の水質保全の観点から、九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市）の取組では、ディスポーザーの使用に際し、注意を呼びかけています。

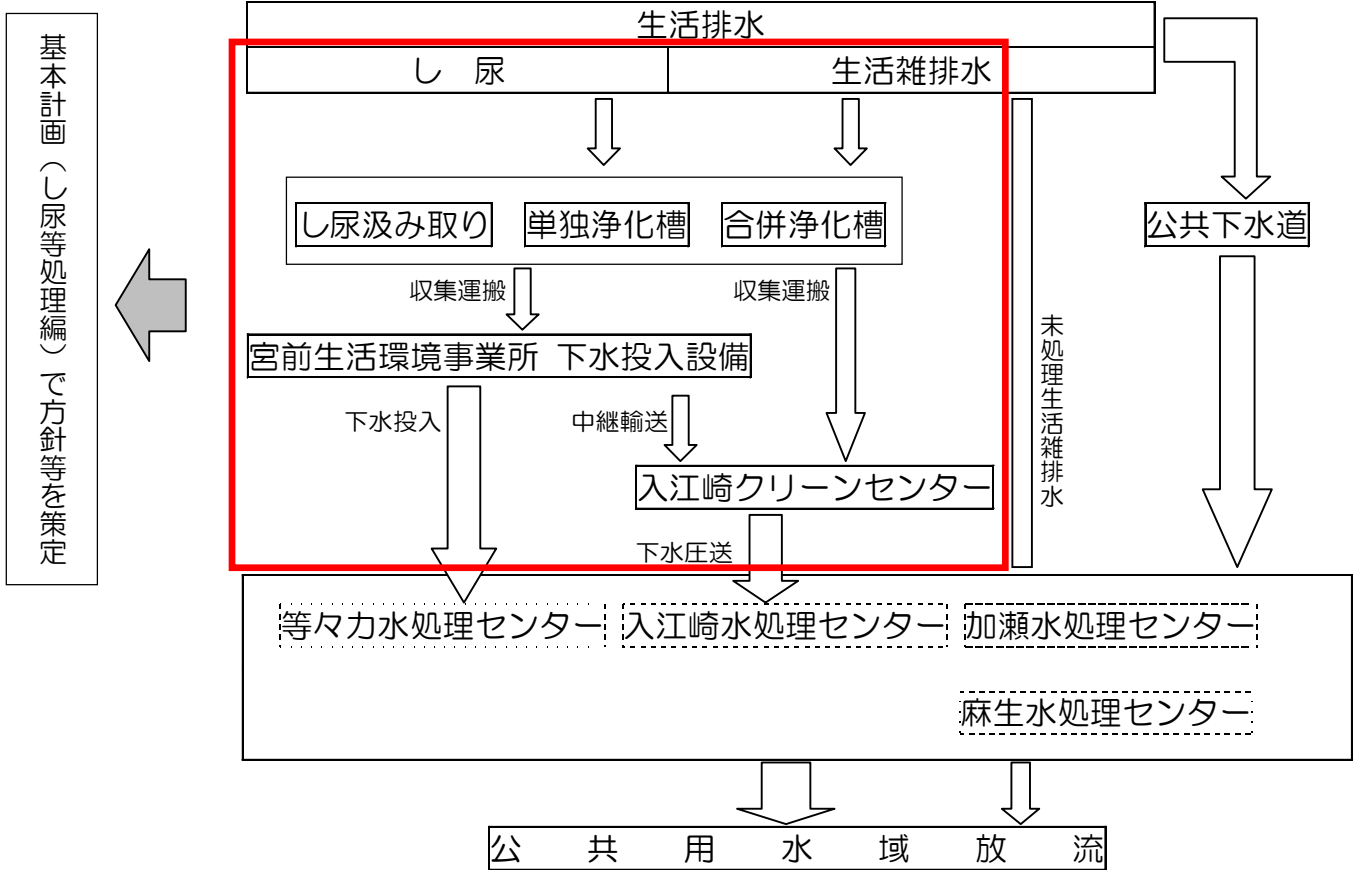


図 2-1：現在のし尿等処理のフロー図

## 2 取組状況

本市では、現在、2つの生活環境事業所で収集作業を行っており、川崎区・幸区は南部生活環境事業所、中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区は宮前生活環境事業所で収集を行っています。

表 2-1：し尿収集量と浄化槽汚泥収集量の推移

●し尿収集量 (kℓ)				●浄化槽汚泥収集量 (kℓ)			
年度	川崎・幸	中原～麻生	合計	年度	川崎・幸	中原～麻生	合計
2005 (H17)	1,668	7,042	8,710	2005 (H17)	20,161	13,450	33,611
2006 (H18)	2,098	6,662	8,760	2006 (H18)	20,656	12,488	33,144
2007 (H19)	2,138	5,570	7,708	2007 (H19)	21,244	11,982	33,226
2008 (H20)	2,485	7,107	9,592	2008 (H20)	21,641	11,709	33,350
2009 (H21)	2,584	7,335	9,919	2009 (H21)	21,237	11,250	32,487
2010 (H22)	3,198	6,870	10,068	2010 (H22)	21,815	10,939	32,754
2011 (H23)	2,695	6,723	9,418	2011 (H23)	22,125	11,139	33,264
2012 (H24)	3,175	6,612	9,787	2012 (H24)	21,686	10,842	32,528
2013 (H25)	3,215	5,596	8,811	2013 (H25)	22,171	10,519	32,690
2014 (H26)	3,552	4,496	8,048	2014 (H26)	23,381	9,807	33,188

※し尿収集量については、建設工事現場等から発生した仮設トイレのし尿汲み取り量を含む。

表 2-2：し尿・浄化槽関係施設

●し尿圧送施設

区分	施設名
	入江崎クリーンセンター
所在地	川崎市川崎区塩浜3-14-1
竣工年月	昭和51年11月
敷地面積	12,014.00㎡
建物延面積	2,327.05㎡
処理能力等	500kl/日(公称処理能力) ※希釈倍率 3倍

●し尿中継輸送・下水投入施設

区分	施設名
	宮前生活環境事業所
所在地	川崎市宮前区宮崎172
竣工年月	昭和63年3月
建物延面積	755.52㎡
処理能力等	し尿中継貯留槽(容量100kl) 下水道投入設備(100kl/日) ※希釈倍率 3倍

## 第3章 基本計画

### 1 基本方針

処理量の将来推計をみると、今後、下水道整備の推進などの取組により処理量は減少傾向にはありますが、臨海部などの下水道処理区域外があるため、引き続き、一定程度の処理が必要になってきますので、公衆衛生の向上や生活環境の保全のために、次の2つの柱を基本として取組を進めていきます。

#### 【基本方針1】し尿等の適正な処理を実施します

公共下水道未接続の世帯・事業者の汲み取りトイレ及び浄化槽等について、し尿及び浄化槽等汚泥の処理を適正に行います。

#### 【基本方針2】災害時も含めた安全・安心な収集処理を実施します

災害時にも、衛生的かつ迅速なし尿収集を行えるように、平常時から安全・安心な収集処理を行います。

表 3-1：処理量の将来推計

●し尿収集量 (kℓ)				●浄化槽汚泥収集量 (kℓ)			
年度	川崎・幸	中原～麻生	合計	年度	川崎・幸	中原～麻生	合計
2016 (H28)	3,770	3,930	7,700	2016 (H28)	23,940	9,310	33,250
2017 (H29)	3,850	3,730	7,580	2017 (H29)	24,100	9,140	33,240
2018 (H30)	3,910	3,570	7,480	2018 (H30)	24,220	9,000	33,220
2019 (H31)	3,960	3,440	7,400	2019 (H31)	24,300	8,890	33,190
2020 (H32)	4,000	3,340	7,340	2020 (H32)	24,350	8,800	33,150
2021 (H33)	4,040	3,260	7,300	2021 (H33)	24,390	8,720	33,110
2022 (H34)	4,060	3,190	7,250	2022 (H34)	24,420	8,670	33,090
2023 (H35)	4,080	3,140	7,220	2023 (H35)	24,440	8,620	33,060
2024 (H36)	4,100	3,090	7,190	2024 (H36)	24,450	8,580	33,030
2025 (H37)	4,110	3,060	7,170	2025 (H37)	24,460	8,560	33,020

※推計値は前年度比率の一定期間の平均値を算出し、2014（平成 26）年度実績を始点としてその平均値を乗じて算出。（ただし、収集量の大幅な増加は見込まれないため、補正をかけています。）

## 2 計画期間

本計画の期間は、2016(平成 28)年度から 2025(平成 37)年度までの 10 年間とします。ただし、大きな社会状況の変化等あった場合には、計画期間の途中に見直しを行います。

## 3 基本施策

基本方針に基づき、次の 3 つの柱を基本施策として取り組みます。

### (1) し尿の適正処理

市民や事業者等から申出のあった公共下水道未接続建物の汲み取りトイレにおいて、し尿収集を実施し、適正に処理を行います。

### (2) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の清掃及び汚泥の適正処理（ディスポーザー対応含む）を行うとともに、合併浄化槽の設置を推進します。

### (3) 災害時の適切な対策

災害時には、「川崎市災害廃棄物等処理計画」等に基づき、避難所等における災害用トイレ等のし尿収集運搬が衛生的かつ迅速に行えるよう体制を整備するとともに、関係局等と連携して対応を図ります。

また、大規模災害に備えて、平常時から国や周辺自治体と情報交換を行うなど、広域的な連携にも取り組んでいきます。





# 資 料 編



# 川崎市のごみ処理の現状・将来予測等

## ●ごみ処理の現状

西暦(年度)	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
和暦(年度)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
日数	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口(人)	1,327,011	1,342,262	1,369,239	1,390,270	1,409,558	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196
1人1日あたりのごみ排出量(g)	1,211	1,221	1,178	1,110	1,069	1,041	1,044	1,021	1,006
家庭系 <small>(道路清掃ごみ含む)</small>	816	808	784	756	732	718	707	699	679
事業系	395	413	394	354	337	323	337	322	327
焼却ごみ(ト)	461,435	463,131	449,776	428,225	420,517	412,712	401,893	392,926	377,363
家庭系	315,753	316,220	309,169	303,309	300,212	296,368	278,553	275,587	258,810
事業系	145,021	146,211	139,880	124,278	119,719	115,829	122,899	116,889	118,129
道路清掃ごみ	661	700	727	638	586	515	441	450	424
資源化量(ト)	124,900	134,675	140,468	134,725	129,351	128,664	144,685	143,054	154,299
家庭系	78,737	78,711	82,805	79,252	75,816	76,196	91,236	90,715	99,472
事業系	46,163	55,964	57,663	55,473	53,535	52,468	53,449	52,339	54,827
総排出量(ト)	586,578	598,039	590,499	563,199	550,115	541,648	546,873	536,225	531,949

※乾電池の量については、表示を省略

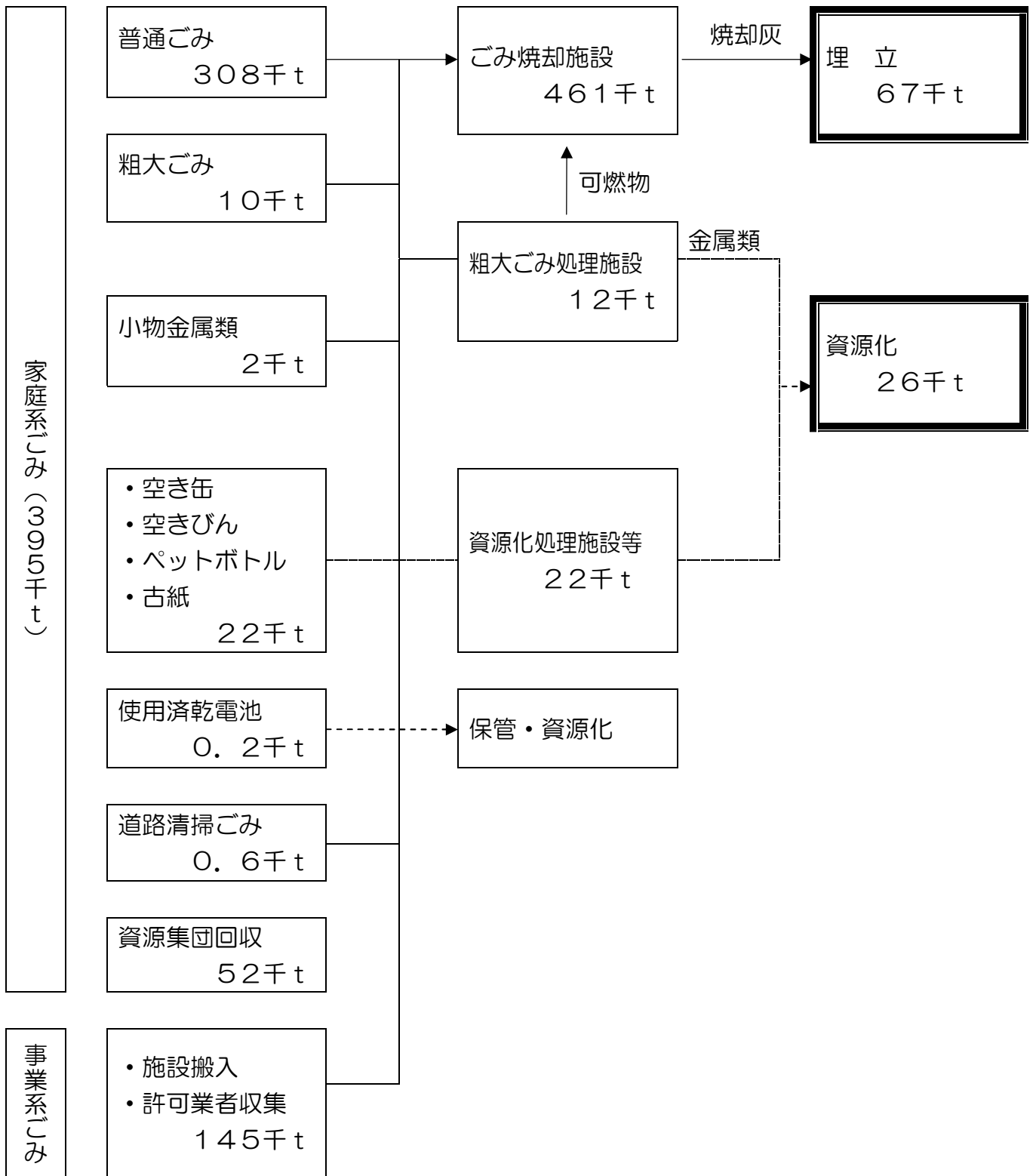
## ●将来予測

	基準年度	新たな基本計画										
		2015	第1期行動計画				第2・3期行動計画					
			2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
西暦(年度)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
和暦(年度)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口(人)	1,461,043	1,471,400	1,477,800	1,484,200	1,490,700	1,497,100	1,503,500	1,505,900	1,508,400	1,510,800	1,513,300	1,515,700
【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量(g)	998	989	980	971	962	952	944	935	926	916	908	898
家庭系	660	657	654	650	646	643	639	634	629	625	620	615
事業系	338	332	326	321	316	309	305	301	297	291	288	283
【目標2】 焼却ごみ(ト)	370,849	368,700	364,200	360,500	356,700	353,500	348,900	344,400	339,800	335,900	330,700	326,100
家庭系	249,626	249,300	247,000	245,400	243,600	242,500	240,000	237,500	235,000	233,100	229,900	227,400
事業系	120,819	119,000	116,700	114,700	112,600	110,600	108,500	106,500	104,500	102,400	100,400	98,300
道路清掃ごみ	404	400	500	400	500	400	400	400	300	400	400	400
資源化量(ト)	161,541	163,700	164,600	165,700	166,900	168,300	169,100	169,500	169,900	170,500	170,600	170,900
家庭系	102,298	104,600	105,600	106,800	108,100	109,600	110,600	111,000	111,500	112,300	112,500	112,900
事業系	59,243	59,100	59,000	58,900	58,800	58,700	58,500	58,500	58,400	58,200	58,100	58,000
総排出量(ト)	532,390	532,400	528,800	526,200	523,600	521,800	518,000	513,900	509,700	506,400	501,300	497,000

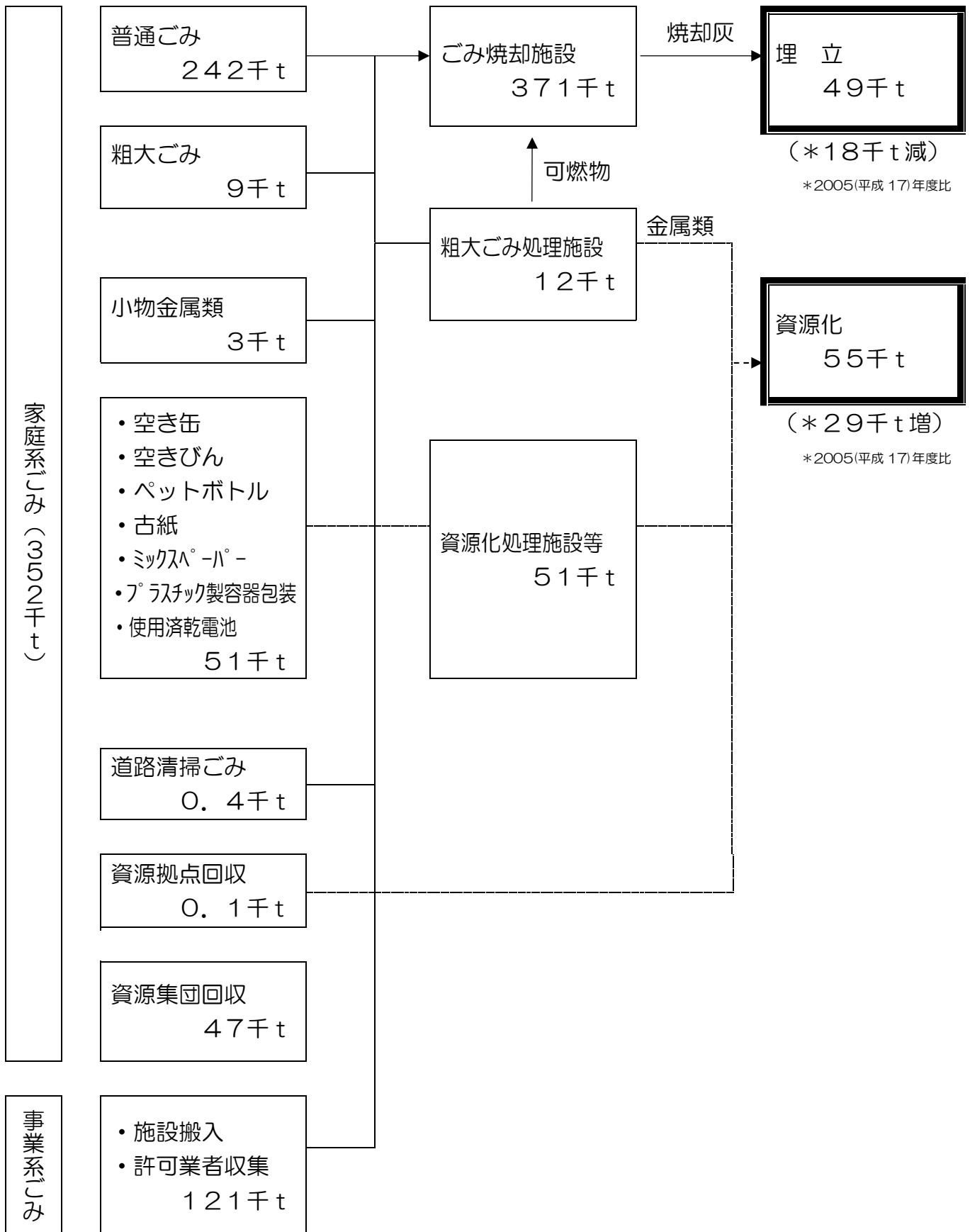
※資源化量＝家庭系資源物＋事業系資源物（乾電池は家庭系資源物に含める）

※「1人1日あたりのごみ排出量」における道路清掃ごみは微少のため省略

●ごみ処理フロー（2005（平成17）年度実績）



●ごみ処理フロー（2014(平成26)年度)



# し尿収集及び浄化槽使用等の現状

## 1 し尿収集及び浄化槽使用世帯数

(2015(平成27)年3月現在)

	川崎・幸	中原～麻生	合計	割合
し尿収集世帯	140	1,558	1,698	0.2%
浄化槽使用世帯	146	3,300	3,446	0.5%
単独処理	25	2,515	2,540	(0.4%)
合併処理	121	785	906	(0.1%)
下水道使用世帯	193,184	500,224	693,408	99.3%
総世帯数	193,470	505,082	698,552	100.0%

※「下水道普及率」は公共下水道使用可能な人口の割合

「下水道使用世帯割合」は、公共下水道を実際に使用している世帯の割合

## 2 浄化槽設置件数（処理方式別）

(基)

	川崎・幸		中原～麻生		全市		合計
	合併	単独	合併	単独	合併	単独	
2005(H17)	435	1,148	264	5,581	699	6,729	7,428
2006(H18)	458	1,103	288	5,322	746	6,425	7,171
2007(H19)	509	1,036	317	4,902	826	5,938	6,764
2008(H20)	530	1,009	318	4,671	848	5,680	6,528
2009(H21)	548	985	332	4,474	880	5,459	6,339
2010(H22)	557	869	365	4,287	922	5,156	6,078
2011(H23)	565	854	368	3,939	933	4,793	5,726
2012(H24)	565	822	368	3,623	933	4,445	5,378
2013(H25)	587	799	379	3,370	966	4,169	5,135
2014(H26)	597	773	385	3,160	982	3,933	4,915

※浄化槽数は、事業所が設置したものを含む。

## 3 災害用トイレ等の備蓄状況

(2015(平成27)年3月現在)

種 類 備蓄場所	組立式 仮設トイレ (基)	簡易トイレ (ボックストイレ) (個)	汚物処理袋 (枚)
地域防災拠点（中学校） 51箇所	488 (167)	1,165	21,600
避難所（小学校・高校等） 124箇所	1,076 (467)	1,585	55,600
集中備蓄倉庫 17箇所	448 (113)	451	35,450
他施設 16箇所	1,215 (202)	232	60,400
町内会・自治会等 40箇所	153 (88)	5	100
合計 248箇所	3,380 (1,037)	3,438	173,150

※（ ）書きは、車イス対応型内訳

## 用語解説

### あ

- **ICT (Information and Communication Technology) 情報通信技術**  
情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。海外では、IT より ICT のほうが一般的である。
- **温室効果ガス**  
赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。大気中に存在すると温室効果をもたらすのでこの呼び名がある。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

### か

- **川崎エコタウン**  
川崎臨海地区を構成する企業が主体となって、地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざすまちのこと。
- **グリーン購入**  
環境負荷の低減に資する製品やサービスを積極的に購入することをいう。特に国等の公的機関が率先して環境にやさしい製品などの調達や情報提供を促進することを定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)が施行されたことに伴い、事業者、市民などさまざまな関係者においても同様な取組が促進されている。
- **公共下水道の処理区域外**  
地形的な問題で下水道に接続できない地域や公共下水道が整備されていない地域のこと。臨海部は埋立地であるため、地形的に下水道を接続できない。
- **ごみ非常事態宣言**  
急激なごみ量の増加に対して、市民、事業者にごみの減量、資源化の推進への積極的な協力を働きかけるために、川崎市が 1990(平成 2)年 6 月に行った宣言のこと。1985(昭和 60)年から 1989(平成元)年までの 5 年間は、ごみ量が毎年 5%を超える勢いで増加し、このまま増え続けると、市の焼却処理能力の限界に迫る状況だった。

## さ

---

- **3 処理センター体制**

3 処理センター体制とは、現在の 4 つのごみ焼却処理施設の敷地を有効活用し、市全体で通常、3 つの処理センターを稼働し、1 つの処理センターを休止、建設中とする体制をいい、2015(平成 27)年度からスタートした体制のこと。

- **CCかわさき“エコ暮らし”**

2011(平成 23)年 3 月から行っている低炭素・資源循環・自然共生の三つの取組を柱に、環境配慮行動を広く市民に呼びかけているキャンペーン。

- **浄化槽**

水洗式便所と連結して、尿尿（糞および尿）および、それと併せて雑排水（生活に伴い発生する汚水（生活排水））を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備であり、現在の法律では、合併浄化槽のことを一般に「浄化槽」と呼ぶ。単独浄化槽は、尿尿（便所からの汚水）のみを処理するものである。

- **食品ロス**

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因。

日本で年間約 1,760 万トン排出される食品廃棄物のうち 500 万～800 万トンが食品ロスとされる。（農林水産省総合食料局における 2011(平成 23)年度推計）

- **生活雑排水**

家庭からの排水のうち、尿尿（しにょう）や水洗便所からの排水以外のもの。台所や洗濯・風呂などの排水。

## た

---

- **第四次環境基本計画**

環境基本法に基づき、国が環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。これまでに 3 回（1994(平成 6)年、2000(平成 12)年、2006(平成 18)年）策定。2011(平成 23)年 3 月の環境大臣からの諮問を受け、中央環境審議会総合政策部会等で第四次環境基本計画案について議論し、2012(平成 24)年 4 月 18 日開催の第 68 回中央環境審議会総合政策部会において第四次環境基本計画の答申案が了承された。2012(平成 24)年 4 月 27 日に閣議決定。



- **第三次循環型社会形成推進基本計画**

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、環境省では、2008(平成 20)年3月に策定された現行計画の見直しを検討するため、2012(平成 24)年 11 月に中央環境審議会に諮問を行った。

中央環境審議会での審議の結果、2013(平成 25)年 5 月 29 日に答申案が取りまとめられ、中央環境審議会議長から答申が行われた。2013(平成 25)年 5 月 31 日に閣議決定。

- **ディスポーザー排水処理システム**

ディスポーザーで粉碎した生ごみを含む排水を、排水処理装置で処理してから下水道に流すもので、生物処理タイプと機械処理タイプがある。

生物処理タイプの排水処理は、専用排水管で処理槽に導き、浄化槽のように微生物の働きで処理するもので、浄化槽と同様に定期的な汚泥の引き抜きが必要。

機械処理タイプの排水処理は、機械的な装置によって固液分離し、液体を下水道に流す。固体は乾燥等により減容されたものを、使用者が定期的にごみ等として処分する。

- **統合的に（取り組む）**

（機能を高めるために）2つ以上のものを合わせて一つのまとまりあるものとして、取り組んでいくこと。

## は

---

- **バイオマス発電**

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをバイオマス資源といい、廃棄物系バイオマスとしては、剪定枝、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。こうしたものを、エネルギー源として利用する発電。バイオマスを直接燃焼して得られる熱で発電する方法と、バイオマスから得たガス（バイオガス）を利用して発電する方法がある。

また、生ごみは生物由来であり、植物の成長過程でCO<sub>2</sub>を吸収するため、国際的な取り決め（IPCC ガイドライン）では、生ごみなどのバイオマス資源の焼却処理に伴うCO<sub>2</sub>の排出については、温室効果ガス排出量の算定には含めないこととされている。

- **廃プラスチック類**

焼却ごみに含まれるプラスチック製品やプラスチック製容器包装等のこと。「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（2015(平成 27)年 4 月環境省）」でもこの表記が使われている。

- **PDCAサイクル**

事業等の活動の管理を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段落を繰り返すことにより継続的な改善を実現するもの。

- **普通ごみ**

川崎市での分別収集の分類名であり、「空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、小物金属、粗大ごみ」以外のごみのこと。なお、ごみの名称や分別方法は、各自治体で異なる。

- **閉鎖性海域**

地理的要因で、水の流入の機会が乏しい環境におかれている海を指す。自然による自浄作用が緩慢なため人間による自然破壊が決定的な環境破壊につながりやすい。

## ま

---

- **ミックスペーパー**

川崎市での分別収集の分類名であり、「汚れた紙・臭いの強い紙」と「資源集団回収の対象物である新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック等」以外のすべての紙類のこと。他都市と比べると、収集種類の範囲が広く、窓付き封筒やホッチキスでとめた書類もそのまま出せる。紙袋に入れるか、紙ひもで縛って排出する。

## や

---

- **容器包装リサイクル法**

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の中の容積比で6割弱を占める空き缶、空きびん、ペットボトル等の容器包装廃棄物の減量、資源化を目的として、1995(平成7)年6月に制定された。この法律では、「消費者は分別排出」、「市町村は分別収集」、「事業者は再商品化（有償または無償で譲渡できる状態にすること）」など、それぞれの役割が規定されている。ちなみに「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、その商品が消費されたり分離されたりする場合に不要になるもののことをいう。





KAWASAKI CITY

川崎市